

騒音・振動規制の概要

- 騒音規制法
- 振動規制法
- 広島県生活環境の保全等に関する条例（騒音関係）

三 原 市

作成：平成24年3月30日
平成27年8月1日一部改正
平成28年6月1日一部改正
令和4年4月1日一部改正

目 次

1. 序	
1-1 環境基本法	P1
1-2 騒音規制法・振動規制法	P3
1-3 広島県生活環境の保全等に関する条例	P4
1-4 騒音に係る環境基準の地域類型と特定工場等の 規制区域区分・自動車に係る要請限度との関係	P5
2. 目的・定義	
2-1 騒音規制法及び広島県生活環境の保全等に関する 条例（騒音関係）の目的及び定義	P6
2-2 振動規制法の目的及び定義	P7
2-3 事務の主体	P8
3. 体系図	
3-1 騒音規制法の体系図	P9
3-2 広島県生活環境の保全等に関する条例（騒音関係）の体系図	P10
3-3 振動規制法の体系図	P11
4. 届出	
4-1 騒音規制法及び広島県生活環境の保全等に関する条例 （騒音関係）に基づく届出	P12
4-2 振動規制法に基づく届出	P13
5. 特定施設	
5-1 騒音・振動特定施設の解説	P14
5-2 騒音・振動特定建設作業の解説	P16
6. 指定地域	
6-1 騒音規制区域	P17
6-2 振動規制区域	P18
6-3 騒音・振動規制区域図	P19
7. 規制基準	
7-1 騒音の規制基準	
（1）特定工場等における騒音の規制基準	P20
（2）特定建設作業騒音の規制基準	P21
7-2 振動の規制基準	
（1）特定工場等における振動の規制基準	P22
（2）特定建設作業振動の規制基準	P22
7-3 音響機器音・学校等周辺・深夜騒音・拡声放送・風俗営業等の 規制（広島県生活環境の保全等に関する条例）	P24
（1）音響機器音の規制基準	P25
（2）（参考）風俗営業等の規制及び業務の適正化等の関す る法律に基づく騒音・振動の規制	P26
（3）（参考）拡声機による曝騒音の規制に関する条例に基づく騒音 の規制	P27
8. 要請限度	
8-1 自動車騒音の要請限度	P28
8-2 道路交通振動の要請限度	P29

9. 環境基準	
9-1 騒音に係る環境基準について(抄)	P30
9-2 騒音に係る環境基準の種類の指定	P32
9-3 航空機騒音に係る環境基準について(抄)	P32
9-4 新幹線鉄道騒音に係る環境基準について(抄)	P33
10. 参考	
10-1 騒音の大きさの例	P34
10-2 振動の影響例	P35
11. 記入例	
11-1 各届出に共通の注意事項及び届出様式の記入例	
(1) 騒音(法・条例)・振動(法)の特定施設設置等の届出に関する注意事項	P36
(2) 騒音・振動の特定建設作業の届出に関する注意事項	P39
(3) 代理人による届出	P41
(4) 委任状	P42
11-2 騒音規制法の届出記入例	
(1) 特定施設設置届出書(様式第1)	P43
(2) 特定施設の種類の数変更届出書(様式第3)	P44
(3) 騒音の防止の方法変更届出書(様式第4)	P45
(4) 氏名等変更届出書(様式第6)	P46
(5) 特定施設使用全廃止届出書(様式第7)	P47
(6) 承継届出書(様式第8)	P48
11-3 広島県生活環境の保全等に関する条例(騒音関係)の届出記入例	
(1) 騒音関係特定施設設置届出書(様式第12号)	P49
(2) 騒音関係特定施設の種類の数変更届出書(様式第13号)	P50
(3) 騒音の防止の方法変更届出書(様式第14号)	P51
(4) 氏名の変更等届出書(様式第2号)	P52
(5) 特定施設使用廃止届出書(様式第3号)	P53
(6) 特定施設承継届出書(様式第4号)	P54
11-4 振動規制法の届出記入例	
(1) 特定施設設置届出書(様式第1)	P55
(2) 特定施設の種類及び能力ごとの数変更届出書(様式第3)	P56
(3) 特定施設の使用の方法変更届出書(様式第3)	P57
(4) 振動の防止の方法変更届出書(様式第4)	P58
(5) 氏名等変更届出書(様式第6)	P59
(6) 特定施設使用全廃止届出書(様式第7)	P60
(7) 承継届出書(様式第8)	P61
11-5 届出書の別紙記入例	
(1) 届出書の別紙1(設置(使用)届出書)	P62
(2) 届出書の別紙2 (特定施設の種類の(及び能力)ごとの数変更届出書, 使用の方法変更届出書)	P63
(3) 届出書の別紙3(防止の方法変更届出書)	P64
(4) 届出書の別紙4(氏名等変更届出書)	P65
(5) 届出書の別紙4(承継届出書)	P66
(6) 届出書の別紙5(氏名等変更届出書, 承継届出書)	P67
11-6 特定建設作業(騒音・振動)の届出記入例	
(1) 騒音特定建設作業実施届出書(様式第9)	P68
(2) 振動特定建設作業実施届出書(様式第9)	P70

1. 序

1-1 環境基本法

(1) 環境への負荷・公害 (第2条)

- 「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- 「公害」とは、環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

環境への負荷には、汚染物質等の排出、動植物等の損傷、自然景観の変更等があり、人の活動による環境への影響を対象としている。発生する騒音・振動も環境への負荷の一つである。

環境への負荷が被害を招くレベルに悪化すると、環境保全上の支障の原因となり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを公害という。

(2) 環境基準 (第16条)

- 政府は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準(環境基準)を定める。
- 環境基準に2以上の類型を設け、それぞれの類型を当てはめる地域又は水域を指定する場合には、2以上の都道府県の区域にわたる地域又は水域であって政令で定めるものは政府が、それ以外の地域又は水域にあつてはその地域又は水域が属する都道府県の知事がそれぞれ行うものとする。
- 政府は、公害の防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、環境基準が確保されるよう努めなければならない。

環境基準は、行政上の目標としての基準であり、環境保全上の支障を防止するための規制(第21条)等、個別の公害対策の実施に当たり、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つのかという目標を定めたものである。

知事が行う騒音に係る環境基準の類型指定は、自動車交通騒音に係るもの以外、自治事務である。

騒音に係る環境基準は、日常生活における睡眠妨害、会話妨害、作業能率の低下、不快感をきたさないことを基本とし、地域別・時間帯別に基準値が設定されている。

(3) 環境保全上の支障を防止するための規制 (第21条)

○ 国は、環境保全上の支障を防止するため、次に掲げる規制の措置を講じなければならない。「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染又は悪臭の原因となる物質の排出、騒音又は振動の発生、地盤の沈下の原因となる地下水の採取その他の行為に関し、事業者等の遵守すべき基準を定めること等により行う公害を防止するために必要な規制の措置」

環境保全上の支障を防止するため（公害を防止するため）、排出等に関する規制について定めたものであり、騒音・振動の発生等の規制対象行為を例示している。

事業者等の遵守すべき基準は、騒音規制法第4条の規制基準、振動規制法第4条の規制基準のように、これを超える行為を禁止する規制手法である。

1-2 騒音規制法・振動規制法

(1) 目的

騒音規制法（振動規制法）は、工場・事業場における事業活動，建設工事及び自動車の運行に伴って発生する騒音（振動）を規制の対象とし，生活環境を保全して国民の健康を保護することを目的としている。

(2) 規制の概要

ア 地域の指定

騒音（振動）の規制は，すべての地域において行うのではなく，生活環境を保全する観点から，住居が集合している地域，病院又は学校周辺その他住民の生活環境を保全する必要がある地域について行われる。

地域の指定は，県（及び政令市・中核市・特例市・一般市）が都市計画法に定める用途地域の種類別に従い，併せて地域の実情に応じて「字指定」等を行っている。

[指定の状況]（平成18年3月31日現在）

法律	指定市町村数	内訳
騒音規制法	21	14市7町
振動規制法	19	13市6町

イ 特定工場等に関する規制

指定地域内における工場・事業場のうち，著しい騒音（振動）を発生する施設（特定施設）を設置している特定工場等を規制しており，地域別・時間帯別に，特定工場等の敷地の境界線における騒音（振動）の大きさの許容限度（規制基準）を定めている。

特定工場等を設置しようとする者は，市町村長に届出の義務があり，規制基準を遵守する義務がある。

市町村長は，特定工場等において発生する騒音（振動）が規制基準に適合しないことにより，周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは，改善勧告・改善命令を行うことができる。

ウ 特定建設作業に関する規制

指定地域内における建設作業のうち，著しい騒音（振動）を発生する施設を使用する特定建設作業を規制している。

建設作業騒音（振動）は，防止対策が困難なこと，工事自体が一時的であることなどの特殊性から，夜間作業や日曜・休日における作業の制限といった面も配慮されている。

特定建設作業を実施しようとする者（元請業者）は，市町村長に届出の義務があり，規制基準を遵守する義務がある。

市町村長は，特定建設作業において発生する騒音（振動）が規制基準に適合しないことにより，周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは，改善勧告・改善命令を行うことができる。

エ 自動車騒音に係る許容限度等

○ 要請限度の設定

国において、自動車から発生する騒音の許容限度（単体規制）を車種別に定めており、順次規制強化されている。

○ 測定に基づく要請及び意見

市町村長は、測定の結果、指定地域内における自動車騒音が限度（要請限度）を超えていることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請する。また、道路構造の改善等について、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べるができる。

国は要請限度を定め、県（及び政令市・中核市・特例市・一般市）は要請限度を適用する区域を定めている。

○ 常時監視

県(及び政令市・中核市・特例市・一般市)は、自動車騒音の状況を常時監視し、国への報告及び公表を行う。

国は環境基準を定め、県は環境基準を当てはめる地域を定めている。

オ 道路交通振動に係る要請

市町村長は、測定の結果、指定地域内における道路交通振動が限度（要請限度）を超えていることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、道路管理者に対し、防止のための措置を要請し、また、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請する。

1-3 広島県生活環境の保全等に関する条例

(1) 概要

騒音・振動問題は、大気汚染や水質汚濁に比べ、極めて地域性の強いものであり、騒音規制法・振動規制法では、地域の自然的・社会的条件に応じて、条例で必要な規制を定めることを認めている。

県では、騒音規制について、条例特定施設の指定、深夜騒音規制等を行っている。

なお、条例に定める指定地域は、法に基づく指定地域と一致している。

(2) 規制の種類

- ア 条例に基づく特定施設を設置しようとする者の規制（法と同様）
- イ 音響機器音（規制基準の設定）
- ウ 学校等の周辺における騒音
- エ 深夜騒音（規制時間の設定）

1-4 騒音に係る環境基準の地域類型と特定工場等の規制区域区分・自動車に係る要請限度との関係

騒音に係る環境基準		地域の範囲 (相当する地域を含む)	騒音に係る規制区域の区分	振動に係る規制区域の区分	要請限度	
地域の類型	類型区分				騒音	振動
専ら住居の用に供される地域	A	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	第1種区域	第1種区域	a区域	第1種区域
		第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	第2種区域			
主として住居の用に供される地域	B	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	第2種区域		b区域	
相当数の住居と併せ商業・工業等の用に供される地域	C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	第3種区域	第2種区域 (工業専用地域を除く)	c区域	第2種区域
		工業地域 工業専用地域	第4種区域			

(関係告示)

- ・騒音に係る環境基準について：平成10年環境庁告示第64号
- ・騒音に係る環境基準の類型の指定：平成24年市告示第27号
- ・騒音の規制に関する定め：平成24年市告示第26号，昭和48年県告示第171号
- ・振動の規制に関する定め：平成24年市告示第28号

2. 目的・定義

2-1 騒音規制法及び広島県生活環境の保全等に関する条例(騒音関係)の目的及び定義

区分	項目	内容	根拠規定
目的	騒音規制法	工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資する。	騒音規制法(昭和43年法律第98号(以下「法」という。))第1条
	広島県生活環境の保全等に関する条例	人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障の防止及び環境への負担の低減に関し必要な事項を定めることにより、環境保全対策の総合的推進を図り、もって現在及び将来の県民の健康を保護するとともに、良好かつ快適な生活環境を保全する。	広島県生活環境の保全等に関する条例(平成15年条例第35号(以下「条例」という。))第1条
定義	特定施設	工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であって政令(条例施行規則)で定めるものをいう。	法第2条、条例第2条(騒音関係特定施設)
	特定建設作業	建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であって政令(条例施行規則)で定めるものをいう。(条例施設は法で定める施設と同じ。)	法第2条、条例第2条
	特定工場等	特定施設を設置する工場又は事業場をいう。	法第2条、条例第2条(騒音関係特定事業場)
	自動車騒音	自動車(道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自動車をいう。)の運行に伴い発生する騒音をいう。	法第2条
	音響機器音	音響機器(警音器、拡声器、蓄音器、楽器、ラジオ、テレビジョン、電鈴その他これらに類する機器をいう。)から発生する騒音をいう。	条例第2条
	指定地域	住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域であって、特定施設を設置する工場又は事業場において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音並びに音響機器音について規制する地域として知事が指定する地域をいう。	法第3条、条例第6条
	規制基準	特定施設を設置する工場又は事業場において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音並びに音響機器音の大きさの許容限度をいう。	法第2条、第15条 条例第2条、第7条、第54条

2-2 振動規制法の目的及び定義

区分	項目	内容	根拠規定
目的	振動規制法	工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資する。	振動規制法(昭和51年法律第64号)第1条
定義	特定施設	工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設であつて政令で定めるものをいう。	第2条
	特定建設作業	建設工事として行われる作業のうち、著しい振動を発生する作業であつて政令で定めるものをいう。	第2条
	特定工場等	特定施設を設置する工場又は事業場をいう。	第2条
	道路交通振動指定地域	自動車(道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自動車をいう。)の運行に伴い発生する振動をいう。	第2条
	指定地域	住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の地域で振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域であつて、特定施設を設置する工場又は事業場において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動について規制する地域として県知事が指定する地域をいう。	第3条
	規制基準	特定施設を設置する工場又は事業場において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動の大きさの許容限度をいう。	第2条, 第15条

2-3 事務の主体

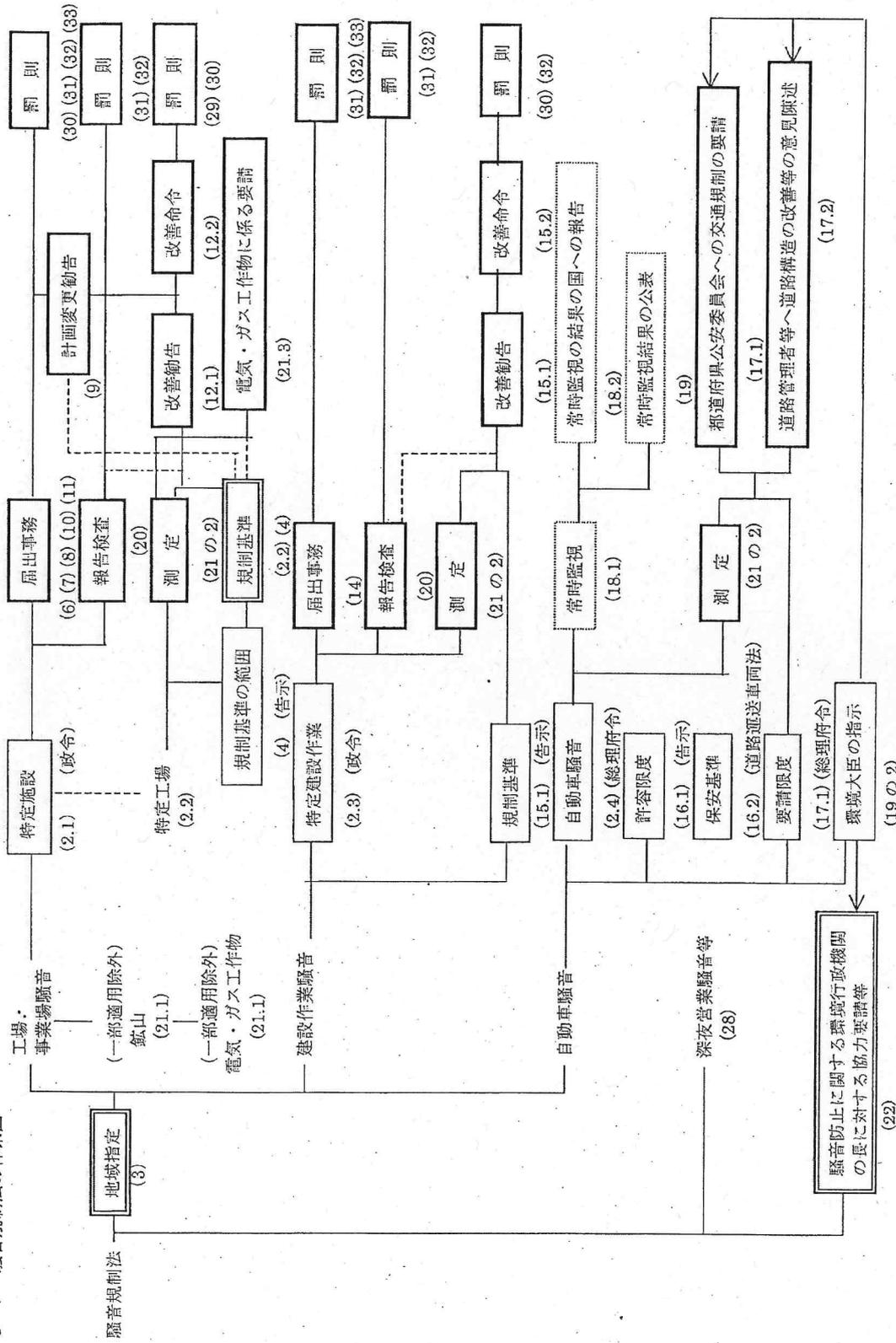
(1) 騒音規制法及び振動規制法

事務の種類	事務の内容	実施主体
自治事務	規制事務 (届出の受理, 改善勧告, 改善命令, 立入検査)	市町村
	規制地域の指定 規制基準の設定	県 指定都市, 中核市, 特例市, 一般市
法定受託事務	自動車騒音の常時監視	県 指定都市, 中核市, 特例市, 一般市

(2) 広島県生活環境の保全等に関する条例(騒音関係)

知事の権限に属する事務のうち, 届出の受理, 改善勧告・改善命令, 立入検査等の規制事務は, 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例(平成11年条例第34号)により, 指定地域を有する市町が処理する事務とされている。

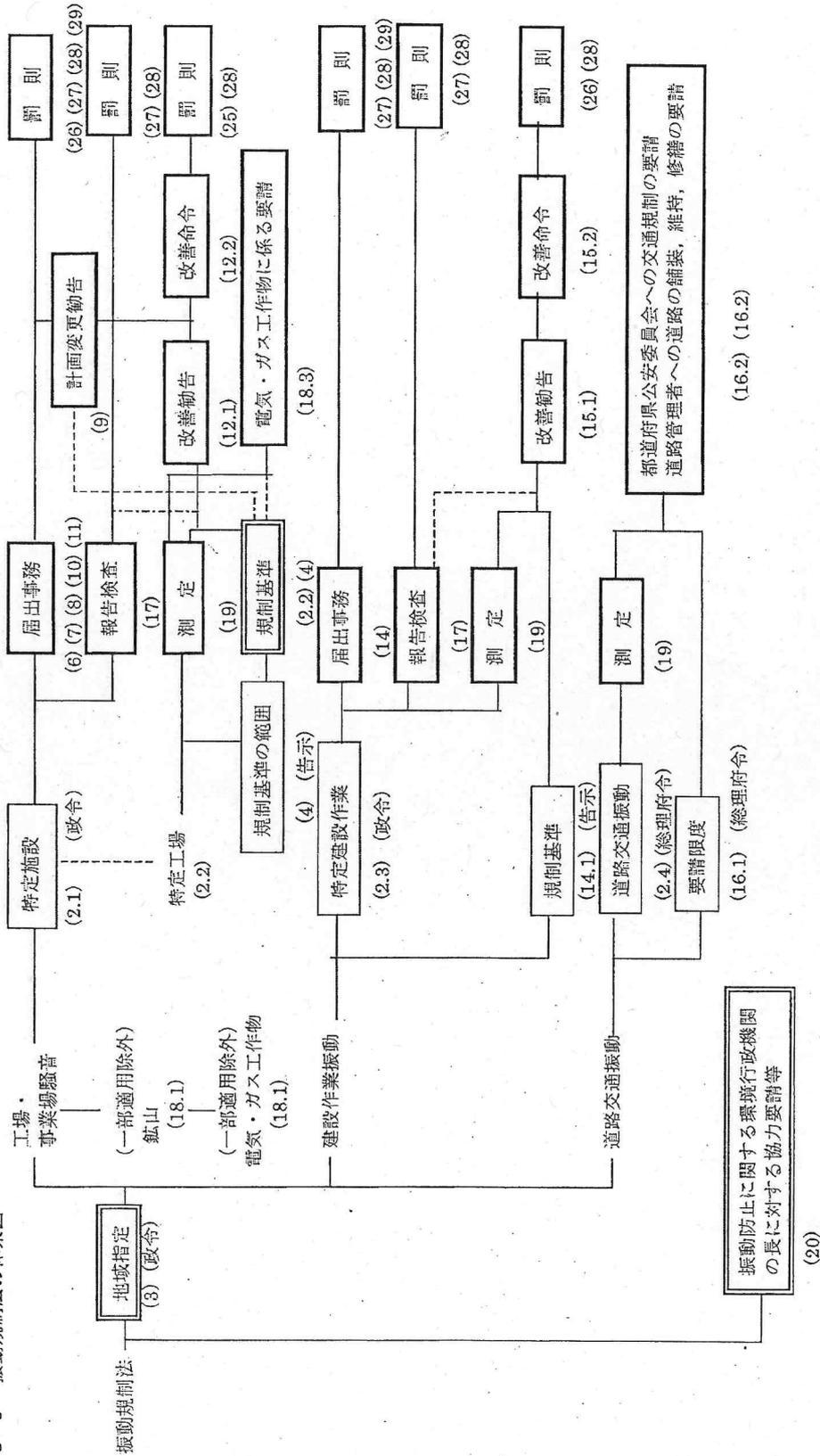
3. 体系図
3-1 騒音規制法の体系図



(注) 1 図の項目以外に、国の援助(23)、研究の推進等(24)等の規定がある。
2 図中の()内は条文を示す。

(22) : 国が行う事務
: 庁が行う事務
: 都道府県、指定都市、中核市、特別市及び一般市の長が行う事務
: 都道府県、政令で定める市町村の長が行う事務
: 市町村長が行う事務

3-3 振動規制法の体系図



(注) 1 図の項目以外に、国の援助(23)、研究の推進等(24)等の規定がある。
 2 図中の○内は条文を示す。

□ : 国が行う事務
 □ : 都道府県、指定都市、中核市、特別市及び一般市の長が行う事務
 □ : 市町村長が行う事務

4. 届出

4-1 騒音規制法及び広島県生活環境の保全等に関する条例（騒音関係）に基づく届出

番号	届出書・別紙の名称	根拠規定	届出を必要とする場合	届出時期	添付書類	備考
1	特定施設設置届出書 届出書の別紙1	・法第6条第1項 ・条例第45条第1項	特定施設を設置しようとする場合（これまで特定施設が設置されていない工場・事業場に限り）	設置の工事開始の日の30日前まで		
2	特定施設使用届出書 届出書の別紙1	・法第7条第1項 ・条例第46条第1項	(1)新たに地域の指定が行われた際、すでにその地域内に特定施設を設置している場合 (2)特定施設が追加指定された際、すでに指定地域内にその施設を設置している場合	指定地域となった日又は特定施設となった日から30日以内	・騒音の防止の方法 ・特定施設の配置図 ・特定工場等及びその付近の見取図	(2)の場合その施設以外の特定施設を設置していないものに限る
3	特定施設の種類の数変更届出書 届出書の別紙2	・法第8条第1項 ・条例第47条第1項	1又は2の届出を行った特定工場等で、特定施設の種類の数を変更する場合	変更に係る工事の開始の日の30日前まで	(注)「騒音(法・条例)・振動(法)の特定施設設置などの届出について」を参照	規定では、「特定施設の種類の数を減少する場合及びその数を直近の届出により届け出た数の2倍以内の数に増加する場合を除く」となっているが、三原市では変更の場合には、その都度届出をするよう協力をお願いしています
4	騒音の防止の方法変更届出書 届出書の別紙3		1又は2の届出を行った特定施設の騒音の防止の方法を変更する場合			規定では、「変更により特定工場等において発生する騒音の大きさの増加を伴わない場合を除く」となっているが、三原市では変更の場合には、その都度届出をするよう協力をお願いしています
5	氏名・名称・住所・所在地変更届出書、氏名の変更等届出書 届出の別紙4及び5	・法第10条 ・条例第49条	届出を行った者の氏名、住所及び法人にあっては代表者の氏名又は工場・事業場の名称若しくは所在地の変更があった場合	変更の日から30日以内		氏名又は名称の変更には、相続、合併等による変更は含まれない
6	特定施設使用全廃(廃止)届出書		特定施設のすべての使用を廃止した場合	廃止した日から30日以内		更新は含まれない
7	承継届出書 届出の別紙4及び5	・法第11条第3項 ・条例第50条第3項	届出を行った者から特定施設を譲り受けたり借り受けた場合、又は相続、合併があった場合	承継があった日から30日以内		前届出者の地位を承継
8	特定建設作業実施届出書	・法第14条第1項(第2項)	特定建設作業を伴う建設工事をしようとする場合(作業が開始した日に終了するものを除く)	作業の開始の日の7日前まで	・特定建設作業場所の付近の見取図 ・特定建設作業の工程を明示した工事工程表 (注)「騒音・振動の特定建設作業届出の添付書類などについて」を参照	届出者は元請人とする

4-2 振動規制法に基づく届出

番号	届出書・別紙の名称	根拠規定	届出を必要とする場合	届出時期	添付書類	備考
1	特定施設設置届出書 届出書の別紙1	・法第6条第1項	特定施設を設置しようとする場合（これまで特定施設が設置されていない工場・事業場に限る）	設置の工事開始の日の30日前まで		
2	特定施設使用届出書 届出書の別紙1	・法第7条第1項	(1)新たに地域の指定が行われた際、すでにその地域内に特定施設を設置している場合 (2)特定施設が追加指定された際、すでに指定地域内にその施設を設置している場合	指定地域となった日又は特定施設となった日から30日以内	・振動の防止の方法 ・特定施設の配置図 ・特定工場等及びその付近の見取図 (注)「騒音(法・条例)・振動(法)の特定施設設置などの届出について」を参照	(2)の場合その施設以外の特定施設を設置していないものに限る
3	特定施設の種類及び能力ごとの数変更届出書 届出書の別紙2		1又は2の届出を行った特定工場等で、特定施設の種類及び能力ごとの数を変更する場合			規定では、「特定施設の種類及び能力ごとの数を増加しない場合を除く」となっているが、三原市では変更の場合には、その都度届出をするよう協力をお願いしています
4	振動の防止の方法変更届出書 届出書の別紙3	・法第8条第1項	1又は2の届出を行った特定施設の振動の防止の方法を変更する場合	変更に係る工事の開始の日の30日前まで		規定では、「変更により特定工場等において発生する振動の大きさの増加を伴わない場合を除く」となっているが、三原市では変更の場合には、その都度届出をするよう協力をお願いしています
5	特定施設の使用の方法変更届出書 届出書の別紙2		1又は2の届出を行った特定施設の使用の方法を変更する際、使用開始時刻の繰上げ又は使用終了時刻の繰下げを伴う場合			規定では、「既に届出されている施設の使用開始から終了までの時刻内での変更は除く」となっているが、三原市では変更の場合には、その都度届出をするよう協力をお願いしています
6	氏名・名称・住所・所在地変更届出書、氏名の変更等届出書 届出書の別紙4及び5	・法第10条	届出を行った者の氏名、住所及び法人にあつては代表者の氏名又は工場・事業場の名称若しくは所在地の変更があつた場合	変更の日から30日以内		氏名又は名称の変更には、相続、合併等による変更は含まれない
7	特定施設使用全廃(廃止)届出書		特定施設のすべての使用を廃止した場合	廃止した日から30日以内		更新は含まれない
8	承継届出書 届出書の別紙4及び5	・法第11条第3項	届出を行った者から特定施設を譲り受けたり借り受けた場合、又は相続、合併があつた場合	承継があつた日から30日以内		前届出者の地位を承継
9	特定建設作業実施届出書	・法第14条第1項(第2項)	特定建設作業を伴う建設工事をする場合(作業が開始した日に終了するものを除く)	作業の開始の日の7日前まで	・特定建設作業場所の付近の見取図 ・特定建設作業の工程を明示した工事工程表 (注)「騒音・振動の特定建設作業届出の添付書類などについて」を参照	届出者は元請人とする

5. 特定施設

5-1 騒音・振動特定施設の解説

特定施設の名称	騒音				振動		用途
	法		条例		法		
	番号	規模又は能力	番号	規模又は能力	番号	規模又は能力	
圧延機械	①-イ	定格出力の合計が22.5KW以上のもの					常温あるいは高温で、回転する2本のロールの間に金属を通過させて塑性加工し、金属の板材、条材、型材、パイプ材等々をつくる機械
製管機械	①-ロ	すべての施設					円筒素材に穴あけを行い、これを圧延して管をつくる機械
ベンディングマシン (ロール式のものに限る。)	①-ハ	定格出力の合計が3.75KW以上のもの					金属材料の曲げを行う機械
液圧プレス (矯正プレスを除く。)	①-ニ	すべての施設			①-イ	すべての施設	水又は油の液圧でプレスし、金属素材の成型等塑性加工を行う機械
機械プレス	①-ホ	呼び加圧能力が294KN以上のもの			①-ロ	すべての施設	被加工物を押圧する力を機械的に発生するプレス機の総称
せん断機	①-ヘ	定格出力が3.75KW以上のもの			①-ハ	定格出力が1KW以上のもの	一对のせん断刃が互いに閉じることによって、金属材料を切断する機械の総称
鍛造機	①-ト	すべての施設			①-ニ	すべての施設	金属を加熱し、圧力を加えるか、たたいて成型する機械
ワイヤーフォーミングマシン	①-チ	すべての施設			①-ホ	定格出力が37.5KW以上のもの	線材又は針金を加工する機械
ブラスト (タンブラスト以外のものであって密閉式を除く。)	①-リ	すべての施設					鉄片、砂等を鋳物等に向けて噴射し表面を清掃する機械
タンブラー	①-ヌ	すべての施設					碎物と多角形の鉄片とを胴体内で回転させ表面を清掃する機械
やすり目立機			①-イ	すべての施設			刃の連続的な上下運動により、なめし鉄(棒)にやすり目を刻む機械
旋盤			①-ロ	定格出力が3.75KW以上のもの			工作物を主軸とともに回転させ、往復台上にある刃物を前後左右に動かして切断する機械
型削盤			①-ハ				小型工作物の平面を切削する機械(テーブルに工作物を取り付け刃物を往復させて切削を行う)
平削盤			①-ニ	定格出力が7.5KW以上のもの			長大な平面を切削するのに用いる機械(水平に往復運動する台に工作物を固定し、台の往復ごとに運動方向に直角に刃を送って削る)
金属研削機 (移動式のものを除く。)			①-ホ	すべての施設			磁石を工具刃先として、精密なもの若しくは硬い金属の加工をする機械
切断機 (条例名称：高速度切断機)	①-ル	砥石を用いるものに限る	①-ヘ	砥石を用いるものを除く			金属材料を高速度回転する円板の刃に押しつけて切断する機械
空気圧縮機及び送風機	②	定格出力が7.5KW以上のもの	②	定格出力が3.75KW以上から7.5KW未満のもの			送風機と圧縮機は、原理構造は同じであるが、割合に風圧が低いものが送風機で、数気圧の圧力を発生するものが圧縮機
圧縮機 (冷凍機を除く。)					②	定格出力が7.5KW以上のもの	
土石用又は鋳物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	③	定格出力が7.5KW以上のもの			③	定格出力が7.5KW以上のもの	[破砕機] 鉱山で鉱石の破砕、化学工場等における原料及び製品の粉砕に使用 [摩砕機] 鉱山、化学工場等で原料の細・微粉砕に使用 [ふるい、分級機] 鉱石粒等を粒の大小で分類するために使用

特定施設の名称	騒音				振動		用途	
	法		条例		法			
	番号	規模又は能力	番号	規模又は能力	番号	規模又は能力		
織機 (原動機を用いるものに限る)	④	すべての施設			④	すべての施設	繊維糸を織物として織り上げる機械	
建設用資材製造機械	コンクリートプラント (気泡コンクリートプラントを除く。)	⑥-イ	混練容量が0.45立方メートル以上のもの				コンクリートの材料を集合貯蔵し、所定配合量に基づき計量してコンクリートミキサに投入混練してコンクリートを製造する設備	
	アスファルトプラント	⑤-ロ	混練容量が200kg以上のもの				機械作業で骨材を過熱乾燥し、それとアスファルト溶液等を混合してアスファルト合材を生産する設備	
	コンクリートブロックマシン			③	すべての施設		定格出力の合計が2.95kW以上のもの 練り混ぜられたコンクリートを型枠に入れ、振動を加えて土木・建築用のブロックをつくる機械	
	コンクリート管製造機械					⑤	定格出力の合計が10kW以上のもの コンクリートを管又は柱状の型枠に流し込み、その型枠を長軸に沿って回転させ、その遠心力によって均質な管及び管をつくる機械	
	コンクリート柱製造機械							
穀物製粉機 (ロール式のものに限る。)	⑧	定格出力が7.5kW以上のもの					小麦等を粉砕する機械	
木材加工機械	ドラムバーカー	⑦-イ	すべての施設			⑥-イ	すべての施設	ドラムの中に原木を入れ、ドラムを回転させて樹皮を剥ぐ機械
	チップパー	⑦-ロ	定格出力が2.25kW以上のもの			⑥-ロ	定格出力が2.2kW以上のもの	バーカーで皮むきした丸太をパルプ原料であるチップ(小削片)に切削する機械
	砕木機	⑦-ハ	すべての施設					砂岩等の円筒型砥石を回転させ、皮むきした丸太を押しつけて製紙用の木材材をつくる機械
	帯のご盛	⑦-ニ	定格出力が製材用15kW以上、木工用2.25kW以上のもの	④-イ	定格出力が木工用0.75kW以上から2.25kW未満のもの			エンドレスの帯状のこを高速回転させ木材を切断する機械
	丸のご盛	⑦-ホ		④-ロ				丸のこを高速回転させて木材を切断する機械
	かんな盤	⑦-ヘ	定格出力が2.25kW以上のもの	④-ハ	定格出力が0.75kW以上から2.25kW未満のもの			木材の凸凹の表面を平坦化する、塗装の面を削る機械
抄紙機	⑨	すべての施設					パルプ液を紙にすき、乾燥させる機械で、長いロール状となった紙が製造される。	
印刷機械 (原動機を用いるものに限る。)	⑨	すべての施設			⑦	定格出力が2.2kW以上のもの	印刷版の表面にインキをつけ、版面の文字等を紙・布等に刷り写す機械	
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機 (カレンダーロール機を除く。)					⑤	定格出力が30kW以上のもの	生ゴム、合成樹脂をロールで練りほぐし、そこへ加硫用の硫黄など種々の配合薬品を加え練りあげる機械	
合成樹脂用射出成形機	⑩	すべての施設			⑤	すべての施設	加熱し溶けた合成樹脂を金型に射出し成型を行う機械	
鋳造型機 (ジョルト式のものに限る。)	⑩	すべての施設			⑩	すべての施設	鋳物砂を型に入れ振動・圧縮等で突き固め鋳型をつくる機械	
ダイカストマシン			⑤	すべての施設			アルミニウム、銅、亜鉛等及びそれらの合金を溶融したものを圧力によって金型に押し込んで鋳造する機械	
オンレートコンベア			⑤	すべての施設			未冷却鋳物を振動させながら運搬するコンベア	
電動発電機			⑦	すべての施設			交流電動機に直流発電機を直結させて運転し、交流を直流に変換する整流装置(鋳物溶解の熱源として使用)	

(注) 設置する機械が、どの特定施設に該当するかについては、日本標準商品分類を参考にしてください。

5-2 騒音・振動特定建設作業の解説

番号	騒音		振動	
	特定建設作業の名称 (種類又は能力)	用途	特定建設作業の名称 (種類又は能力)	用途
①	くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガと併用する作業を除く。)	【くい打機】各種の既製くい及び矢板等を打ち込む機械 【くい抜機】打力により、打ち込んだくいを引き抜く機械 【くい打くい抜機】同一機械でくいの打ち込み、引き抜きを行う機械	くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業	【くい打機】各種の既製くい及び矢板等を打ち込む機械 【くい抜機】打力により、打ち込んだくいを引き抜く機械 【くい打くい抜機】同一機械でくいの打ち込み、引き抜きを行う機械
②	びょう打機を使用する作業	鉄骨も接合方法のうち、高温に熱したリベットを鋼材の穴に挿入し、びょう打機でしめて接合する作業	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	1~3トンの鋼球をクレーン等で吊り、落下又はクレーンを旋回させて建築物等に衝突させ、その衝撃力を利用して破壊する作業
③	さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)	【のみ】を駆動し、その衝撃力で既存の構造物や舗装版等の取り壊し等を行う作業 さく岩機には、ハンドハンマ(電動ピックを含む。)、ドリフタ、ストーパ、レグドリル、ブレーカ;オーガ等がある	舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)	車体の前部に500kg程度のハンマを取り付け、2~3mの高さから直接舗装版に落下させ破壊する作業
④	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、原動機の定格出力が15KW以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)	コンクリート輸送作業や建築物塗装作業における吹付け作業等の動力に空気圧縮機の圧縮空気を使用する作業	ブレーカー(手持式のを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)	さく岩機をショベルカーに取り付け、コンクリート等の破壊を行う作業
⑤	コンクリートプラント(混練機の混練重量が0.45m ³ 以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練容量が200kg以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを特定の工事のため現場内あるいは近くに一時的に設置して使用する作業		
⑥	バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80KW以上のものに限る。)を使用する作業	ショベルカーにバケットを取り付け、溝等の掘削を行う作業		
⑦	トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70KW以上のものに限る。)を使用する作業	掘削されて土砂をダンプトラック等に積み込む作業		
⑧	ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40KW以上のものに限る。)を使用する作業	土砂の掘削、押土等を行う作業		

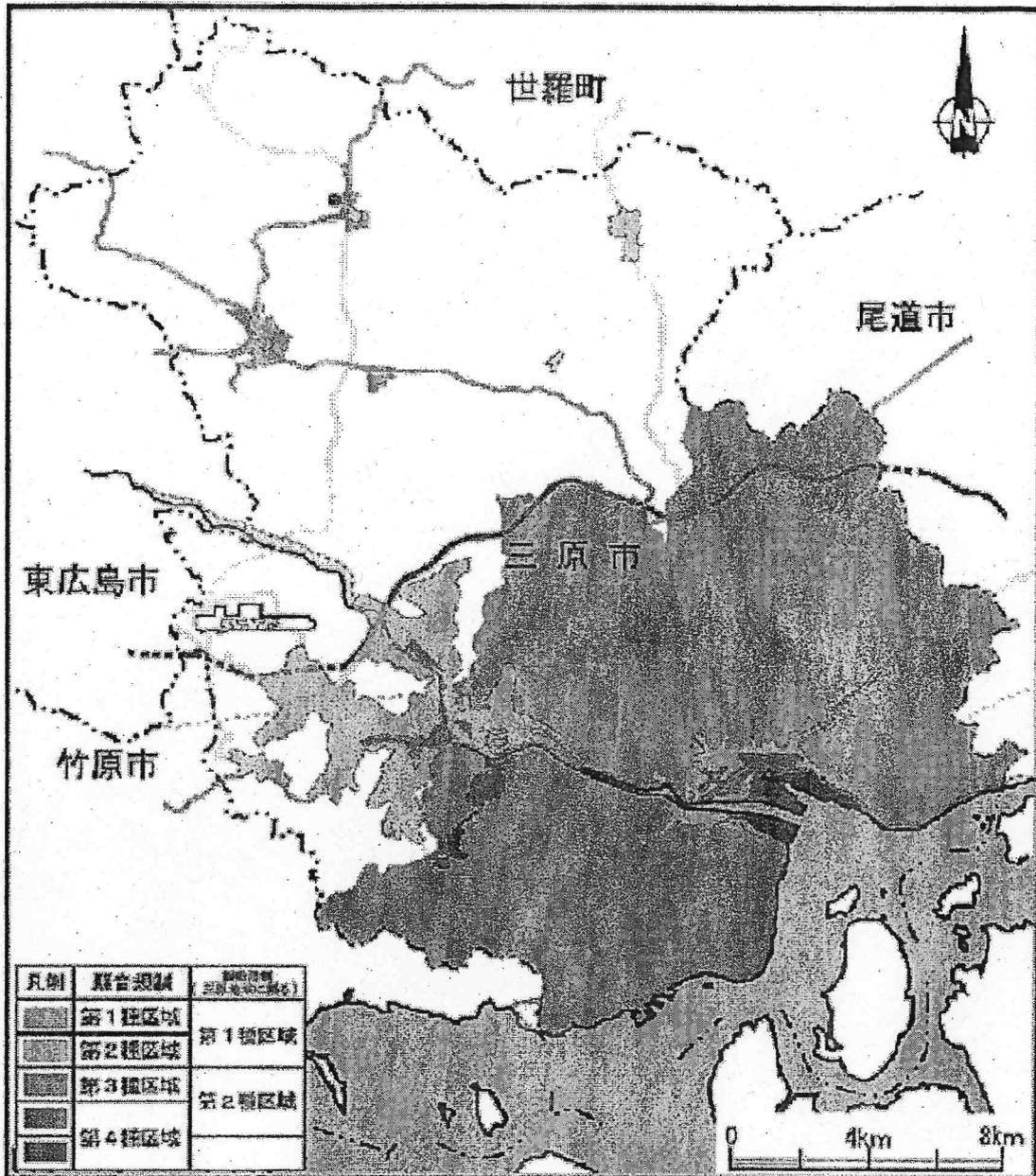
区域区分	三原地域 商業地域及び 近隣商業地域の 定めのある地 域並びに用途地 域の定めのない 地域	本郷地域 商業地域及び 近隣商業地域の 定めのある地 域並びに用途地 域の定めのない 地域	井原地域 商業地域及び 近隣商業地域の 定めのある地 域並びに用途地 域の定めのない 地域	大和地域 商業地域及び 近隣商業地域の 定めのある地 域並びに用途地 域の定めのない 地域
第3種区域	<ul style="list-style-type: none"> ○近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の定めのある地域 ○本郷南七丁目（市道堀尾津線以東及び沼田川右岸線以西の地域のうち用途地域の定めのない地域に限る。） ○本郷町船木（県道瀬野川福富本郷線と市道中筋横断線との交差点を起点とし、同市道、西日本旅客鉄道山陽本線及び県道瀬野川福富本郷線を経て起点に至る線で囲まれた地域に限る。） ○下北方一丁目（2145番から2146番までの地域に限る。） ○南方一丁目（2143番から2273番までの地域に限る。） ○工業地域及び工業専用地域の定めのある地域 	<ul style="list-style-type: none"> ○近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の定めのある地域 ○本郷南七丁目（市道堀尾津線以東及び沼田川右岸線以西の地域のうち用途地域の定めのない地域に限る。） ○本郷町船木（県道瀬野川福富本郷線と市道中筋横断線との交差点を起点とし、同市道、西日本旅客鉄道山陽本線及び県道瀬野川福富本郷線を経て起点に至る線で囲まれた地域に限る。） ○下北方一丁目（2145番から2146番までの地域に限る。） ○南方一丁目（2143番から2273番までの地域に限る。） ○工業地域及び工業専用地域の定めのある地域 	指定無	<ul style="list-style-type: none"> ○大和町下徳良（字陰地・字平原・字貞友（大石川右岸線以西の地域に限る。）・字大石・字宮之下の地域に限る。） ○大和町萩原（字古市の地域に限る。） ○大和町和木（12番地から1410番地の4まで及び2120番地から2381番地までの地域に限る。） ○大和町大草（字川狭・字長谷・字新開（大草川左岸線以南の地域に限る。）・字砥迫・字及貞・字正尺米・字川内・字沖田の地域に限る。） ○大和町下徳良（字日ノ口山（655番地の1から656番地の29まで及び679番地の23から679番地の31までの地域に限る。）の地域に限る。）
第4種区域	<ul style="list-style-type: none"> ○工業地域及び工業専用地域の定めのある地域 	指定無	指定無	<ul style="list-style-type: none"> ○大和町下徳良（字日ノ口山（655番地の1から656番地の29まで及び679番地の23から679番地の31までの地域に限る。）の地域に限る。）

6-2 振動規制区域

平成24年市告示第28号

区域区分	三原地域 騒音規制の第1種区域及び第2種区域	本郷地域 騒音規制の第1種区域及び第2種区域	井原地域 騒音規制の第1種区域及び第2種区域	大和地域 騒音規制の第1種区域及び第2種区域
第1種区域	<ul style="list-style-type: none"> ○騒音規制の第1種区域及び第2種区域 	未指定	未指定	未指定
第2種区域	<ul style="list-style-type: none"> ○騒音規制の第1種区域及び第2種区域を除く 	未指定	未指定	未指定

6-3 騒音・振動規制区域図



騒音に係る環境基準の地域類型と特定工場等の規制区域区分

騒音に係る環境基準 地域の類型		地域の範囲 (相当する地域を含む)	騒音に係る規制 区域の区分	振動に係る規制区域の区分 (三原地域に限る)
専ら住居の用に供される地域	A	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	第1種区域	第1種区域
		第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	第2種区域	
主として住居の用に供される地域	B	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	第2種区域	
相当数の住居と併せて 商業・工業等の用に供される地域	C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	第3種区域	第2種区域
		工業地域	第4種区域	
		工業専用地域		

7. 規制基準

7-1 騒音の規制基準

(1) 特定工場等における騒音の規制基準（平成24年市告示第26号，昭和48年県告示第171号，条例施行規則第35条）

区域の区分		時間の区分	許容限度 (デシベル)	
種別	地域		法	条例
第1種区域	第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域並びにこれらに相当する地域	昼間(8:00~18:00)	50	50
		朝(6:00~8:00)	45	45
		夕(18:00~22:00)		
		夜間(22:00~6:00)	45	45
第2種区域	第1種中高層住居専用地域，第2種中高層住居専用地域，第1種住居地域，第2種住居地域及び準住居地域並びにこれらに相当する地域	昼間(8:00~18:00)	55	55
		朝(6:00~8:00)	50	50
		夕(18:00~22:00)		
		夜間(22:00~6:00)	45	45
第3種区域	近隣商業地域，商業地域，準工業地域及びこれらに相当する地域	昼間(8:00~18:00)	60	65
		朝(6:00~8:00)	60	65
		夕(18:00~22:00)		
		夜間(22:00~6:00)	50	55
第4種区域	工業地域及びこれに相当する地域(工業専用地域を含む。)	昼間(8:00~18:00)	70	70
		朝(6:00~8:00)	70	70
		夕(18:00~22:00)		
		夜間(22:00~6:00)	60	65

備考1 騒音の測定は，計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。

この場合において，周波数補正回路はA特性を，動特性は速い動特性（FAST）を用いる。

2 騒音の測定方法は，日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし，騒音の大きさの決定は，次のとおりとする。

- (1) 騒音計の指示値が変動せず，又は変動が少ない場合は，その指示値とする。
- (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し，その指示値の最大値がおおむね一定の場合は，その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は，測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
- (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し，その指示値の最大値が一定でない場合は，その変動ごとの指示値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

3 騒音の測定場所は，特定工場等の敷地の境界線上で行う。

4 「これに相当する地域」及び「これらに相当する地域」とは，都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の定めのない地域のうち，騒音の規制区域に指定

された地域をいう。

(2) 特定建設作業騒音の規制基準（昭和43年厚生省・建設省告示第1号，平成24年市告示第26号）

特定建設作業の区分	音の大きさの許容限度	禁止される作業時間	1日の作業の許容時間	連続作業の許容期間	休日作業の禁止	
くい打機，くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	85 デシベル	第1号区域 午後7時から	第1号区域 10時間	6日以内	日曜日その他の休日には行わないこと	
びょう打機を使用する作業						
さく岩機を使用する作業		翌日の午前7時まで	第2号区域 14時間			
空気圧縮機を使用する作業						
コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業		第2号区域 午後10時から 翌日の午前6時まで				
バックホウを使用する作業						
トラクターショベルを使用する作業						
ブルドーザーを使用する作業						

備考1 騒音の測定は，計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。

この場合において，周波数補正回路はA特性を，動特性は速い動特性（FAST）を用いる。

2 騒音の測定方法は，日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし，騒音の大きさの決定は，次のとおりとする。

- (1) 騒音計の指示値が変動せず，又は変動が少ない場合は，その指示値とする。
- (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し，その指示値の最大値がおおむね一定の場合は，その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は，測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
- (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し，その指示値の最大値が一定でない場合は，その変動ごとの指示値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

3 騒音の測定は，特定建設作業の場所の敷地の境界線上で行う。

4 第1号区域とは，特定工場等の騒音の規制区域のうち，第1種区域，第2種区域及び第3種区域に属する区域並びに第4種区域に属する区域であって，学校，保育所，病院，診療所（患者を入院させる施設を有するもの），図書館，特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域をいう。

第2号区域とは，特定工場等の騒音の規制区域のうち第1号区域以外の区域をいう。

7-2 振動の規制基準

(1) 特定工場等における振動の規制基準（平成24年市告示第28号）

区域の区分		時間の区分	許容限度 (デシベル)
種別	地域		
第1種区域	騒音規制地域の区域の区分が第1種区域 及び第2種区域に属する区域の範囲	昼間(7:00~19:00)	60
		夜間(19:00~7:00)	55
第2種区域	騒音規制地域の区域の区分が第3種区域 及び第4種区域（工業専用地域を除く。） に属する区域の範囲	昼間(7:00~19:00)	65
		夜間(19:00~7:00)	60

(2) 特定建設作業振動の規制基準（振動規制法施行規則第11条，平成24年市告示第28号）

特定建設作業の区分	振動の許容 限度	禁止される 作業時間	1日の作業 の許容時間	連続作業の 許容期間	休日作業の 禁止
くい打機，くい抜機又はくい 打くい抜機を使用する作業	75 デシベル	第1号区域 午後7時 から 翌日の午前 7時まで	第1号区域 10時間	6日以内	日曜日その 他の休日には 行わない こと
鋼球機を使用して建築物その 他の工作物を破壊する作業					
舗装破碎機を使用する作業		第2号区域 午後10時 から 翌日の午前 6時まで	第2号区域 14時間		
ブレーカーを使用する作業					

備考1 振動の測定は，計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い，鉛直方向について行う。この場合において，振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いる。

2 振動の測定方法は次のとおりとする。

(1) 振動ピックアップの設置場所は，次のとおりとする。

- イ 緩衝物がなく，かつ，十分踏み固め等の行われている堅い場所
- ロ 傾斜及び凹凸がない水平面を確保できる場所
- ハ 温度，電気，磁気等の外圍条件の影響を受けない場所

(2) 暗振動の影響の補正は，次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動（当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。）の指示値の差が10デシベル未満の場合は，測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の左欄に掲げる指示値の差ごとに同表の右欄に掲げる補正値を減するものとする。

指示値の差	補正值
3デシベル	3デシベル
4デシベル	2デシベル
5デシベル	
6デシベル	1デシベル
7デシベル	
8デシベル	
9デシベル	

- 3 振動レベルの決定は、次のとおりとする。
- (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値とする。
- 4 第1号区域とは、特定工場等の振動規制区域のうち、特定工場等の騒音の規制区域の区分が第1種区域、第2種区域及び第3種区域に属する区域並びに第4種区域に属する区域であって、学校、保育所、病院、診療所（患者を入院させる施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの周囲80メートルの区域をいう。
- 第2号区域とは、特定工場等の振動の規制区域のうち第1号区域以外の区域をいう。
- 5 振動の測定は、特定建設作業の場所の敷地の境界線上で行う。

7-3 音響機器音・学校等周辺・深夜騒音・拡声放送・風俗営業等の規制（広島県生活環境の保全等に関する条例）

項目	内容	適用除外
音響機器音	指定地域内における音響機器音について適用	<p>条例第58条</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法令により認められた事項のためにするとき 2 広報その他で公共のためにするとき 3 時報(午後11時から午前5時までの間に報ずるものを除く)のためにするとき 4 祭礼, 盆踊りその他社会生活において相当と認められる一時的行事のためにするとき
学校等の周辺	学校・図書館・児童福祉施設又は病院その他の医療施設の周辺において, その教育, 利用, 保育又は医療に支障がある騒音を発してはならない。	<ol style="list-style-type: none"> 1 条例第56条 指定地域内の騒音関係特定事業場, 特定建設作業, 音響機器から発生する騒音を除く。
深夜騒音	午後11時から午前5時までの間は, 屋内, 屋外のいずれから発する場合においても近隣の家屋内における他人の睡眠を著しく妨げる騒音を発してはならない。	<ol style="list-style-type: none"> 2 条例第58条 (音響機器音の項に同じ)
拡声放送	<p>屋外に向け, 又は屋外で営業宣伝を行う者について適用</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 禁止期間 5月～8月 午後9時～午前7時 その他の期間 午後8時～午前7時 2 継続時間 1時間につき45分を超えないこと(移動して行う場合を除く) 3 競合 50メートル以内の距離で異なる放送を同時に行わないこと 4 高さ制限 地上8メートル以上の高さから放送しないこと 	
風俗営業等の営業者	風俗営業・興行場営業又は飲食店営業の営業者は, 営業のため音響機器音を直接屋外に向けて発してはならない。	

(1) 音響機器音の規制基準（条例施行規則第45条）

区域の区分		時間の区分	許容限度 (デシベル)
種別	地域		
第1種区域	第1種低層住居専用地域, 第2種低層住居専用地域, 第1種中高層住居専用地域, 第2種中高層住居専用地域, 第1種住居地域, 第2種住居地域及び準住居地域並びにこれらに相当する地域	昼間(8:00~19:00)	50
		朝(5:00~8:00) 夕(19:00~23:00)	45
		夜間(23:00~5:00)	45
第2種区域	(1)第1種区域のうち併用軌道の敷設のある道路の境界線から20メートル以内の地域 (2)近隣商業地域, 商業地域, 準工業地域及び工業地域並びにこれらに相当する地域	昼間(8:00~19:00)	65
		朝(5:00~8:00) 夕(19:00~23:00)	55
		夜間(23:00~5:00)	50
第3種区域	第2種区域(2)のうち併用軌道の敷設のある道路及び幅員11メートル以上の道路の境界線から20メートル以内のメートル以内の地域	昼間(8:00~19:00)	75
		朝(5:00~8:00) 夕(19:00~23:00)	65
		夜間(23:00~5:00)	60

備考1 拡声放送により営業宣伝を行う場合の音量の基準はこの表に定める音量に5デシベルを加えた音量とする。

- 2 騒音の測定場所は音源からその周辺の建物（現に人が起居しまたは業務を行っているものに限る。）に至る最短距離の位置（移動して行う拡声放送にあつては、その音源から10メートルの位置）とする。
- 3 騒音の測定については、7-1 騒音の規制基準の（1）の備考1及び2を準用する。
- 4 「これらに相当する地域」については、7-1 騒音の規制基準の（1）の備考と同様である。

(参考)

- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく騒音・振動の規制
(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和59年県条例第29号))

風俗営業者に対する騒音及び振動の規制

地域	騒音の数値(デシベル)			振動の数値 (デシベル)
	昼間	夜間	深夜	
第1種低層住居専用地域, 第2種低層住居専用地域, 第1種中高層住居専用住居地域, 第2種中高層住居専用住居地域, 第1種住居地域, 第2種住居地域, 準住居地域	50	45	45	55
近隣商業地域, 商業地域, 準工業地域, 工業地域, 工業専用地域	65	55	50	
用途地域の指定のない地域	60	55	50	

備考1 「昼間」とは、日出時から日没時まで、「夜間」とは、日没時から翌日の午前零時まで、「深夜」とは、午前零時から日出時までの時間をいう

- 騒音測定—営業所の境界線の外側で測定可能な直近の位置について、日本工業規格 C1502 に定める普通騒音計又は C1505 に定める精密騒音計を用いて行う日本工業規格 Z8731 に定める騒音レベルの測定方法とする。この場合において、聴感覚補正回路はA特性を、動特性は速い動特性を用いることとし、騒音レベルは、5秒以内の一定時間間隔及び50個以上の測定値の5%時間率騒音レベルとする。
- 振動測定—営業所の境界線の外側で測定可能な直近の床又は地面（緩衝物がなく、表面が水平であり、かつ、堅い床又は地面に限る。）について、日本工業規格 C1510 に定める振動レベル計を用いて行う日本工業規格 Z8735 に定める振動レベルの測定方法とする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を、動特性は日本工業規格 C1510 に定める動特性を用いることとし、振動レベルは5秒間隔及び100個の測定値又はこれに準ずる間隔及び個数の測定値の80%レンジの上端値とする。

(参考)

(3) 拡声機による暴騒音の規制に関する条例に基づく騒音の規制

(拡声機による暴騒音の規制に関する条例(平成5年条例第2号))

拡声機の使用方法	測定地点	適用除外	規制基準
権原に基づき使用する敷地内における拡声機の使用	当該敷地の境界線の外であり、かつ、当該拡声機から10メートル以上離れた地点	1 公職選挙法(昭和25年法律第100号)の定めるところにより選挙運動又は選挙における政治活動のためにする拡声機の使用	85 デシベル
権原に基づき使用する敷地内における拡声機の使用以外の拡声機の使用	当該拡声機から10メートル以上離れた地点	2 国又は地方公共団体の業務を行うためにする拡声機の使用 3 災害、事故等の警戒及び救助活動のためにする拡声機の使用 4 学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校、専修学校及び各種学校並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)に定める児童福祉施設の業務を行うためにする拡声機の使用 5 公共輸送機関の輸送業務を行うためにする拡声機の使用 6 電気、ガス、水道又は電気通信の事業に関し、緊急の広報活動のためにする拡声機の使用 7 祭礼、運動会その他の地域の行事を行うためにする拡声機の使用 8 前各号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める拡声機の使用	

備考1 音量の測定は、日本工業規格 C1502 に定める普通騒音計、日本工業規格 C1505 に定める精密騒音計又はこれらと同等以上の性能を持つ測定器を用いて行うものとする。この場合において、使用する騒音計又は測定器の周波数補正回路は A 特性の周波数補正回路を、動特性は速い動特性を用いるものとする。

2 音量は、騒音計又は測定器の指示値の最大値によるものとする。

8. 要請限度

8-1 自動車騒音の要請限度(平成12年総理府令第15号,平成24年市告示第26号)

区域の区分	要請限度(デシベル)	
	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
a 区域及びb 区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65	55
a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70
(特例) 幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の場合は道路の敷地境界線から15m, 2車線を超える場合は20mまでの範囲)	75	70

- 備考1 a 区域：特定工場等の騒音の指定地域の区分が第1種区域及び第2種区域(第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域に限る。)に属する地域
- b 区域：特定工場等の騒音の指定地域の区分が第2種区域(第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域を除く。)に属する地域
- c 区域：特定工場等の騒音の指定地域の区分が第3種区域及び第4種区域に属する地域
- 2 騒音の測定場所は、道路に接して住居、病院、学校等の用に供される建築物が存している場合、道路の敷地境界において行い、測定の高さは、原則として1.2mとする。
- 3 騒音の測定は、原則として交差点を除く部分に係る自動車騒音を対象とし、連続する7日間のうち代表すると認められる3日間について行う。
- 4 騒音の評価方法は、等価騒音レベルによる。
- 5 騒音の大きさは、測定した値を時間の区分ごとに3日間の全時間を通じてエネルギー平均した値とする。

8-2 道路交通振動の要請限度(振動規制法施行規則第12条,平成24年市告示第28号)

区域の区分	区域の範囲	時間の区分	要請限度 (デシベル)
第1種区域	特定工場等の騒音の指定地域の区分が第1種区域及び第2種区域に属する区域	昼間(7:00~19:00)	65
		夜間(19:00~7:00)	60
第2種区域	特定工場等の騒音の指定地域の区分が第3種区域及び第4種区域(工業専用地域を除く。)に属する区域	昼間(7:00~19:00)	70
		夜間(19:00~7:00)	65

備考1 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。

2 振動の測定は、当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況を代表すると認められる1日について、昼間及び夜間の区分ごとに1時間当たり1回以上の測定を4時間以上行うものとする。

3 振動レベルは、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80%レンジの上端の数値を、昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値とする。

9. 環境基準

9-1 騒音に係る環境基準について（抄）（平成10年環境庁告示第64号）

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境基準について次のとおり告示する。

環境基本法第16条第1項の規定に基づく、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」という。）は、別に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1 環境基準

- 1 環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値（デシベル）	
	昼間(6:00～22:00)	夜間(22:00～6:00)
AA	50以下	40以下
A及びB	55以下	45以下
C	60以下	50以下

(注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

- 2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値（デシベル）	
	昼間(6:00～22:00)	夜間(22:00～6:00)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

備考 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値に掲げるとおりとする。

基準値 (デシベル)	
昼間(6:00~22:00)	夜間(22:00~6:00)
70以下	65以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

- 2 1の環境基準の基準値は、次の方法により評価した場合における値とする。
- (1) 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間帯を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。

第2 達成期間等

- 1 環境基準は、次に定める達成期間でその達成又は維持を図るものとする。
- (1) 道路に面する地域以外の地域については、環境基準の施行後直ちに達成され、又は維持されるよう努めるものとする。
- (2) 既設の道路に面する地域については、関係行政機関及び関係地方公共団体の協力の下に自動車単体対策、道路構造対策、交通流対策、沿道対策等を総合的に実施することにより、環境基準の施行後10年以内を目途として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。
- ただし、幹線交通を担う道路に面する地域であって、道路交通量が多くその達成が著しく困難な地域については、対策技術の大幅な進歩、都市構造の変革等とあいまって、10年を超える期間で可及的速やかに達成されるよう努めるものとする。
- (3) 道路に面する地域以外の地域が、環境基準が施行された日以降計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあっては(1)及び(2)にかかわらず当該道路の供用後直ちに達成され又は維持されるよう努めるものとし、環境基準が施行された日より前に計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあっては(2)を準用するものとする。
- 2 道路に面する地域のうち幹線交通を担う道路に近接する空間の背後地に存する建物の中高層部に位置する住居等において、当該道路の著しい騒音がその騒音の影響を受けやすい面に直接到達する場合は、その面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められ、かつ、屋内へ透過する騒音に係る基準が満たされたときは、環境基準が達成されたものとみなすものとする。
- 3 夜間の騒音レベルが73デシベルを超える住居等が在する地域における騒音対策を優先的に実施するものとする。

第3 環境基準の適用除外について

この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しないものとする。

9-2 騒音に係る環境基準の種類の指定（平成24年市告示第27号）

類型	地域の区分
A	平成24年三原市告示第26号（騒音の規制に関する定め。以下「市告示」という。）別表第1及び別表第2の区域の区分が第1種区域及び第2種区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域に限る。）に属する地域
B	市告示別表第1及び別表第2の区域の区分が第2種区域（前項に規定する地域を除く）に属する地域
C	市告示別表第1及び別表第2の区域の区分が第3種区域及び第4種区域に属する地域

9-3 航空機騒音に係る環境基準について（抄）（昭和48年環境庁告示第154号）

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条1項の規定に基づく騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。

第1 環境基準

- 1 環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値（単位 L d e n）
I	57以下
II	62以下

（注）Iをあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域はI以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

第2 達成期間等

- 1 環境基準は、公共用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。この場合において、達成期間が5年をこえる地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

（表省略）

航空機騒音に係る環境基準の類型指定

（昭和52年6月10日県告示第405号、最終改正：平成24年11月12日県告示第857号）

http://www3.e-reikinet.jp/hiroshima-ken/d1w_reiki/352902500405000000MH/352902500405000000MH/352902500405000000MH.html

9-4 新幹線鉄道騒音に係る環境基準について(抄)(昭和50年環境庁告示第46号)

公害対策基本法(昭和42年法律第132号)第9条の規定に基づく騒音に係る環境上の条件のうち、新幹線鉄道騒音に係る基準について次のとおり告示する。

公害対策基本法第9条による騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい新幹線鉄道騒音に係る基準(以下「環境基準」という。)及びその達成目標期間等は、次のとおりとする。

第1 環境基準

- 1 環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値(デシベル)
I	70以下
II	75以下

(注) Iをあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域は商工業の用に供される地域等I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

第2 達成目標期間

環境基準は、関係行政機関及び関係地方公共団体の協力のもとに、新幹線鉄道の沿線区域の区分ごとに次表の達成目標期間の欄に掲げる期間を目途として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。この場合において、新幹線鉄道騒音の防止施策を総合的に講じても当該達成目標期間で環境基準を達成することが困難と考えられる区域においては、家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするものとする。

なお、環境基準の達成努力にもかかわらず、達成目標期間内にその達成ができなかった区域が生じた場合においても、可及的速やかに環境基準が達成されるよう努めるものとする。

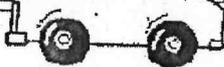
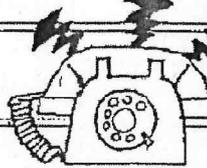
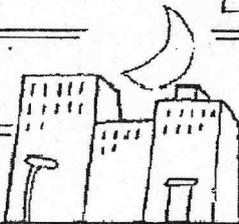
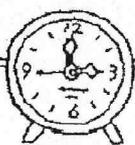
新幹線鉄道の沿線区域の区分		達成目標期間			
		既設新幹線鉄道に係る期間	工事中新幹線鉄道に係る期間	新設新幹線鉄道に係る期間	
a	80デシベル以上の区域	3年以内	開業時に直ちに	開業時に直ちに	
b	70デシベルを超え80デシベル未満の区域	イ	7年以内		開業時から
		ロ	10年以内		3年以内
c	70デシベルを超え75デシベル以下の区域	10年以内	開業時から5年以内		

備考1 新幹線鉄道の沿線区域の区分の欄のbの区域中イとは地域の類型Iに該当する地域が連続する沿線地域内の区域をいい、ロとはイを除く区域をいう。

10. 参考

10-1 騒音の大きさの例

(単位 デシベル)

120	飛行機のエンジンの近く	
110	自動車の騒音 (前方2m) リベット打ち	
100	電車が通るときのガードの下	
90	大声による歌唱 騒々しい工場の中	
80	地下鉄の車内 ピアノの演奏 (前方1m)	
70	電話のベル 騒々しい事務所の中 騒々しい街頭	
60	静かな乗用車 普通の会話	
50	静かな事務所	
40	市内の深夜 図書館 静かな住宅地の昼	
30	郊外の深夜 ささやき声	
20	木の葉のふれ合い音 置時計の秒針の音 (前方1m)	

d B (デシベル) とは

音に対する人間の感じ方は、音の強さ、周波数違いによって異なります。

騒音の大きさは、物理的に測定した騒音の強さに、周波数ごとの聴感補正を加味して、デシベルで表します。

厳密には、次式により算出されます。

$$\text{騒音レベル (dB(A) <デシベル> (A))} \\ = 20 \log(P / P_0)$$

$$P = [\sum P_n^2 \times 10^{an/10}]^{1/2}$$

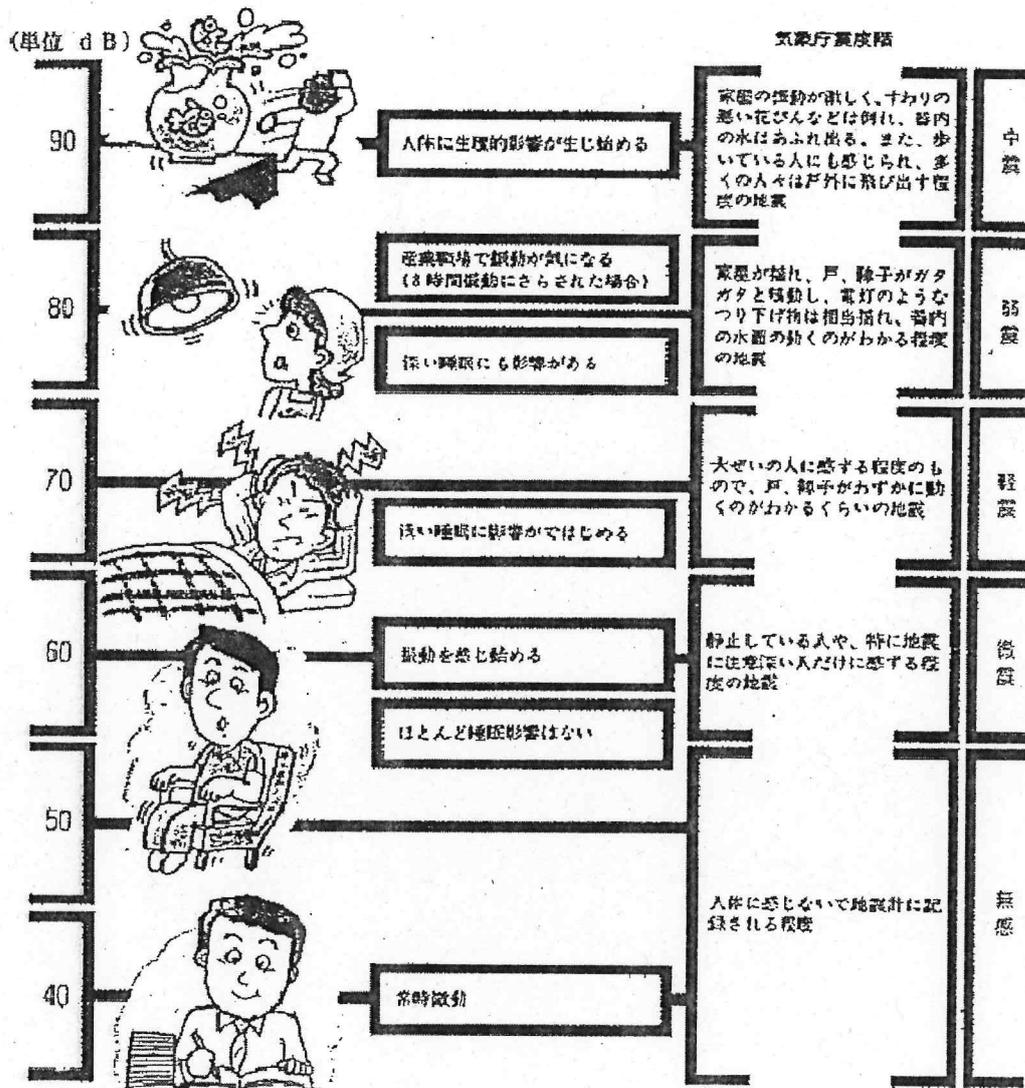
P_n : 周波数 n Hz (ヘルツ) の成分の音圧実効値

a_n : 周波数 n Hz における補正值

$$P_0 = 2 \times 10^{-5} \text{ Nm}^2$$

実際には、騒音計の A 特性 (聴感補正) で測定した値を騒音レベルとして、dB(A) で表示します。

10-2 振動の影響例



d B (デシベル) とは

振動の大きさの感じ方は、振幅、周波数等によって異なります。
 公害振動の大きさは、物理的に測定した振幅の大きさに、周波数による感覚補正を加味して、デシベルで表します。
 厳密には、次式により算出されます。

振動レベル (dB(A) <デシベル> (A))

$$= 20 \log(A/A_0)$$

$$A = [\sum A_n^2 \times 10^{an/10}]^{1/2}$$
 A n : 周波数 n Hz (ヘルツ) 成分の振動加速度の実効値
 a n : 周波数 n Hz における補正值

$$A_0 = 10^{-5} \text{m/s}^2$$

1 1 . 記入例

1 1 - 1 各届出に共通する注意事項及び様式の記入例

(1) 騒音(法・条例)・振動(法)の特定施設設置等の届出に関する注意事項

1. 届出書は2部提出とし、内容審査後、1部返却します。

※代理者が届出をする場合は、各届出書に委任状又は届出済証印が押印された委任状の写しを添付してください。

届出の受付が必要な場合は、受付印を押印するので、3部提出となります。

2. 次の項目について届出書に書類を添付してください。

(1) 特定施設の番号, 種類等を記載した別紙

※特定施設番号が、機械施設配置図に記入する番号になります。

(2) 特定施設の公称能力等が記載された資料(カタログ等)

○対象部分を色塗り

(3) 届出に関する担当部署及び担当者, 連絡先を明記した書類

(4) 添付する図面等

①位置図

②付近の見取り図

③敷地内の建物配置図

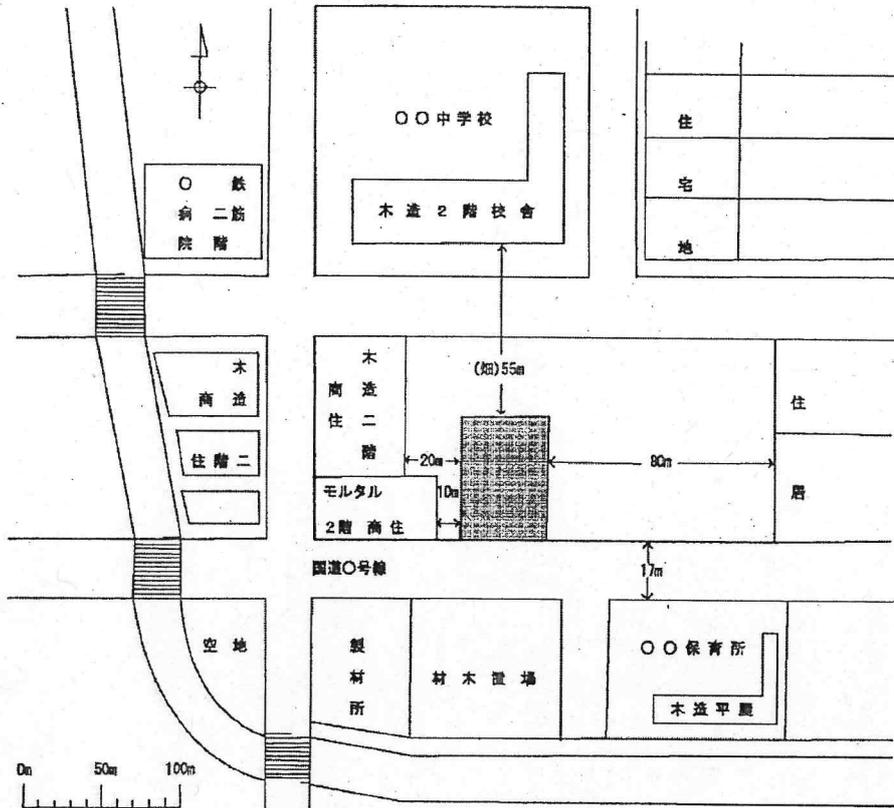
④機械施設配置図

⑤騒音又は振動の防止の方法

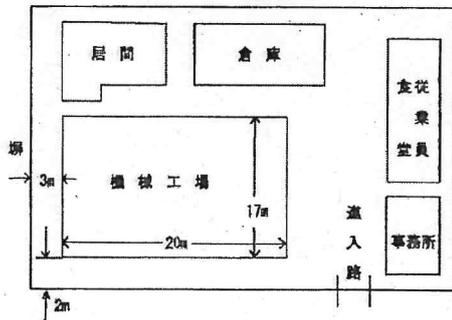
※ 添付図面の記入例を参考にしてください。

添付図面の記入例 1

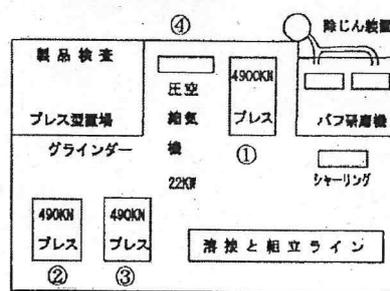
工場付近の見取り図



敷地内の建物配置図



機械施設の配置図



- (注) 1. 東西南北の表示か記号を記入する。
 2. 隣地の状況を明記する。
 3. 敷地面積、建物面積等を記載する。
 4. 屋外作業の有無を記載する。
 5. 特定施設から敷地境界までの距離を記入する。
 6. 工場、建物、機械を色塗りする。
 7. 特定施設番号を記入する。

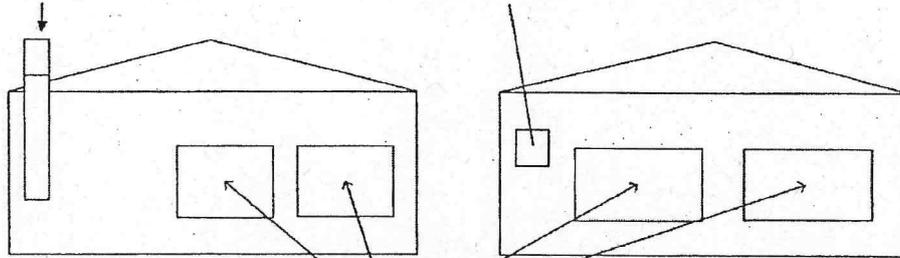
添付図面の記入例 2

騒音の防止の方法

工場の建物の構造							へいの構造	
	壁(外)	壁(内)	屋根(内)	屋根(外)	窓	扉	材質	コンクリートブロック
材質	シートラス モルタル	木毛 セメント板	木毛 セメント板	波 形 ス レ ー ト	アルミサッシ ガラス	スチールシャ ッター(重量)	高さ	1.8m
厚さ	2cm	2cm	2cm	0.65cm	0.5cm	0.16cm	厚さ	10m

排気口の向きは明確にする。

吸気ガラーリ(排気ガラーリ)があるときは位置を示す。

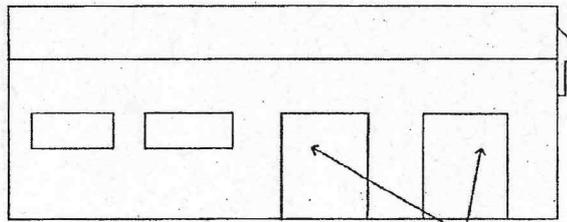


(東面図)

(西面図)

ガラスブロック

立体面図には東西南北の表示をする。



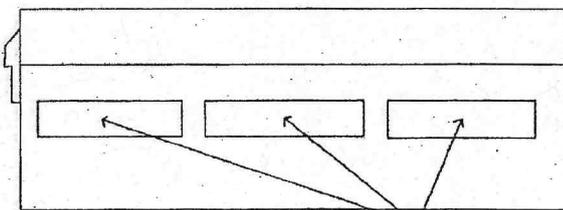
アルミサッシ

(南面図)

重量シャッター

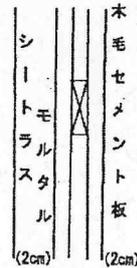
波
形
ス
レ
ー
ト

木毛セメント板



(北面図)

ガラスブロック



(断面図)

以下

1. 騒音の防止の方法の説明を箇条書で記載する。
2. サイレンサー、吸音ダクト等については、形式メーカー、大きさ等を記入する。
3. 製造工程を示し、騒音発生、防止のポイントを明確にする。

(2) 騒音・振動の特定建設作業の届出に関する注意事項

1. 届出義務者

届出義務者は、建設工事を施工する『元請業者』になります。

2. 提出期限

原則として、作業開始の7日前までに提出してください。

※日数の算定には届出日及び作業開始日は含みません。

【作業の開始日-8日=提出期限日】

3. 提出部数

届出書は種類ごとに2部提出とし、内容審査後、届出済印を押印し、1部返却します。

※同一場所の建設工事であっても、異なる種類の特定建設作業を実施する場合は、作業の種類ごとに届出が必要です。

4. 添付書類

次の項目について、届出書へ書類の添付をしてください。

<必須事項>

①位置配置図

○施工箇所の色塗り

○方角の記入

②付近見取図

○作業範囲の色塗り

○方角の記入

○四方の直近の建物までの距離を記載

○第1号区域に該当する場合は、その対象施設までの距離を記載

③作業範囲図（作業内容がわかる図面）

○対象作業の色塗り（延長、面積、高さ(厚さ)等を記載）

○方角の記入

④工事、工程の概要を示した工事工程表

○工程表には工事全体の工程を記載

○対象作業部分の色塗り

⑤騒音・振動の防止の方法を図示した図面（図示できる場合）

○防止に用いる品名、範囲、延長、寸法等の明記

⑥特定建設作業で使用する機械等の仕様等が記載された資料(カタログ等)

○使用機器等の色塗り

○国土交通省の低騒音・低振動型建設機械指定を確認できる資料の添付

⑦許可書又は協議書の写し（道路使用許可条件等で、夜間や日曜、休日に作業する場合

のみ必要)

<参考事項>

⑧関係者等への説明資料（実施しているとき）

- 説明内容がわかる文書
- 対象範囲等がわかる図面

⑨苦情等の対応方針

- 対応方針の記載

例：「工事施工により苦情等が発生した場合は、責任を持って自社で対応し、解決します。」

5. その他

- ①一つの特定建設作業で、騒音と振動に関する届出書に添付する書類が重複する場合、振動に関する届出書にその旨を付記することにより、振動の添付書類を省略できます。
- ②国土交通省の低騒音・低振動型建設機械のホームページアドレス

低騒音型建設機械・低振動型機械一覧

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kensetsusekou/kankyou/kankyou.htm>

騒音振動対策関係 **指定状況** を参照。

(3) 代理者による届出 記入例

様式第1

特定施設設置届出書

年 月 日

三原市長 様

届出者の印
不要です。

- ① 代理者による届出の場合には、届出済証印が押印された委任状の写しを添付してください。
- ② 騒音規制法、振動規制法、広島県生活環境の保全等に関する条例(騒音関係)の各届出も同様です。

氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつてはその代表者の氏名
〒723-8601
広島県三原市港町三丁目5番1号
届出者 ○○○プレス工業株式会社
代表取締役社長 ○○ ○○
0848-67-○○○○

〒723-8601
広島県三原市港町三丁目5番1号
代理者 ○○○プレス工業株式会社三原
工場
工場長 △△ △△
0848-67-△△△△

騒音規制法第6条第1項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

代理者の印は
不要です。委任
状で確認をし
ます。

工場又は事業場の名称			※ 整理番号		
工場又は事業場の所在地			※ 受理年月日	年	月
工場又は事業場の事業内容			※ 施設番号		
常時使用する従業員数			※ 審査結果		
△騒音の防止の方法	別紙のとおり。		※ 備考		
特定施設の種類	型式	公称能力	数	使用開始時刻 (時・分)	使用終了時刻 (時・分)

- 備考 1 特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第1に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 2 騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音塀の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

(4) 委任状 記入例

委 任 状

私は、〇〇〇プレス工業株式会社三原工場(三原市港町三丁目5番1号)工場長 □□ □□を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

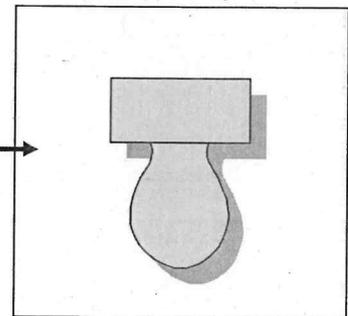
〇〇〇プレス工業株式会社三原工場・三原市港町三丁目5番1号の環境基本法関係法に基づく届出等の手続きに関する次の事項

- 1 大気汚染防止法
- 2 水質汚濁防止法
- 3 瀬戸内海環境保全特別措置法
- 4 騒音規制法
- 5 振動規制法
- 6 悪臭防止法
- 7 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 8 浄化槽法
- 9 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
- 10 ダイオキシン類対策特別措置法
- 11 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律
- 12 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
- 13 公害紛争処理法
- 14 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律
- 15 使用済自動車の再生資源化等に関する法律
- 16 広島県生活環境の保全等に関する条例
- 17 その他上記に関する一切の件

代理人の印を押印してください。

年 月 日

代理人の印章



〒729-8601

申請・届出者(住所) 広島県広島市広島一丁目1番1号

〇〇〇プレス工業株式会社

(氏名) 代表取締役社長 ○○ ○○

0848-67-〇〇〇〇

代表者の公印を押印してください。

印

11-2 騒音規制法の届出記入例

(1) 特定施設設置届出書(様式第1) 記入例

様式第1

特定施設設置届出書

年 月 日

三原市長 様

型式、公称能力、使用開始時刻、使用終了時刻には、「別紙のとおり。」と記載し、※印以外の項目を総て記載してください。

氏名又は名称及び住所並びに法人に

あつてはその代表者の氏名

〒723-8601

広島県三原市港町三丁目5番1号

〇〇〇プレス工業株式会社

代表取締役社長 〇〇 〇〇

0848-67-〇〇〇〇

届出者

騒音規制法第6条第1項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	〇〇〇プレス工業株式会社三原工場		※ 整理番号		
工場又は事業場の所在地	三原市港町三丁目5番1号		※ 受理年月日	年 月 日	
工場又は事業場の事業内容	自動車部品プレス加工		※ 施設番号		
常時使用する従業員数	45人		※ 審査結果		
△騒音の防止の方法	別紙のとおり。		※ 備考		
特定施設の種類	型式	公称能力	数	使用開始時刻(時・分)	使用終了時刻(時・分)
1-ニ 液圧プレス	別紙のとおり。	別紙のとおり。	2	別紙のとおり。	別紙のとおり。
2 空気圧縮機及び送風機	別紙のとおり。	別紙のとおり。	5	別紙のとおり。	別紙のとおり。

備考 1 特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第1に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細目があるときは、並びに名称を記載すること。

2 騒音源 「別紙のとおり。」と記載した場合、別紙によることとし、消音器の設置、音源 には、届出書の別紙1を添付してください。騒音防止に関して講じようとする措置の概要 面、表等を利用すること。

3 ※印の欄には、記載しないこと。

4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

様式第2の特定施設使用届出書の場合も同様に記載してください。

(2) 特定施設の種類ごとの数変更届出書(様式第3) 記入例
 様式第3

特定施設の種類ごとの数変更届出書

年 月 日

三 原 市 長 様

氏名又は名称及び住所並びに法人に

あつてはその代表者の氏名

〒723-8601

広島県三原市港町三丁目5番1号

届出者 ○○○プレス工業株式会社

代表取締役社長 ○○ ○○

0848-67-○○○○

騒音規制法第8条第1項の規定により、特定施設の種類ごとの数の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	○○○プレス工業株式会社三原工場		※ 整 理 番 号					
工場又は事業場の所在地	三原市港町三丁目5番1号		※ 受 理 年 月 日		年 月 日			
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px;"> 型式、公称能力、使用開始時刻、使用終了時刻には、「別紙のとおり。」と記載し、※印以外の項目を総て記載してください。 </div>			※ 施 設 番 号					
			※ 審 査 結 果					
			※ 備 考					
特定施設の種類	型式	公称能力	数		使用開始時刻		使用終了時刻	
			変更前	変更後	変更前(時・分)	変更後(時・分)	変更前(時・分)	変更後(時・分)
1-ニ 液圧プレス	別紙のとおり。	別紙のとおり。	1	—	別紙のとおり。	別紙のとおり。	別紙のとおり。	別紙のとおり。
1-ハ せん断機	別紙のとおり。	別紙のとおり。	1	0	別紙のとおり。	別紙のとおり。	別紙のとおり。	別紙のとおり。
2 空気圧縮機及び送風機	別紙のとおり。	別紙のとおり。	3	5	別紙のとおり。	別紙のとおり。	別紙のとおり。	別紙のとおり。

- 備考 1 特定施設の種類ごとの数に変更がある場合であつても、法第8条第1項ただし書の規定により届出を要しないこととされる場合は、当該特定施設の種類については、記載しないこと。
- 2 特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第1に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があると、届出書の別紙2を添付してください。
- 3 ※印の欄には、記載しない。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(3) 騒音の防止の方法変更届出書(様式第4) 記入例
様式第4

騒音の防止の方法変更届出書

年 月 日

三 原 市 長 様

※印以外の項目を総て
記載してください。

氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつてはその代表者の氏名

〒723-8601
広島県三原市港町三丁目5番1号
届出者 ○○○プレス工業株式会社
代表取締役社長 ○○ ○○
0848-67-○○○○

騒音規制法第8条第1項の規定により、騒音の防止の方法の変更について、次のとおり
届け出ます。

工場又は事業場の名称	○○○プレス工業株式会社三原工場		※ 整 理 番 号	
工場又は事業場の所在地	三原市港町三丁目5番1号		※ 受 理 年 月 日	年 月 日
△騒音の防止の方法	変 更 前	変 更 後	※ 施 設 番 号	
	別紙のとおり。		※ 審 査 結 果	
			※ 備 考	

- 備考 1 騒音の防止の方法の欄に記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。また、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 2 ※印の欄には、記載すること。
- 3 届出書及び別紙の用紙のサイズは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

届出書の別紙3を添付してください。

(4) 氏名等変更届出書(様式第6) 記入例
様式第6

氏 名 等 変 更 届 出 書

年 月 日

三 原 市 長 様

不要な項目を二重
取消線で消すこと。

氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつてはその代表者の氏名
〒723-8601
広島県三原市港町三丁目5番1号
届出者 ○○○プレス工業株式会社
代表取締役社長 ○○ ○○
0848-67-○○○○

氏名(名称、住所、所在地)に変更があつたので、騒音規制法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前	別紙のとおり。	※ 整理番号	
	変更後	別紙のとおり。	※ 受理年月日	年 月 日
変更年月日		年 月 日	※ 施設番号	
変更の理由		別紙のとおり。	※ 備考	

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- ① 変更の内容、変更の理由には、「別紙のとおり。」と記載し、
※印以外の項目を総て記載してください。
② 届出書の別紙4を添付してください。(必要に応じて届出書の別紙
5も添付してください。)

(5) 特定施設使用全廃止届出書(様式第7) 記入例
 様式第7

特定施設使用全廃届出書

年 月 日

三 原 市 長 様

※印以外の項目を総て
 記載してください。

氏名又は名称及び住所並びに法人に
 あつてはその代表者の氏名

〒723-8601

広島県三原市港町三丁目5番1号

届出者 ○○○プレス工業株式会社
 代表取締役社長 ○○ ○○
 0848-67-○○○○

特定施設のすべての使用を廃止したので、騒音規制法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	○○○プレス工業株式会社三原工場	※ 整 理 番 号	
工場又は事業場の所在地	三原市港町三丁目5番1号	※ 受 理 年 月 日	年 月 日
使用全廃の年月日	年 月 日	※ 施 設 番 号	
使用全廃の理由	工場廃止のため。	※ 備 考	

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(6) 承継届出書(様式第8) 記入例
様式第8

承 継 届 出 書

年 月 日

三 原 市 長 様

氏名又は名称及び住所並びに法人に

あつてはその代表者の氏名

〒723-8601

広島県三原市港町三丁目5番1号

届出者 ○○○プレス工業株式会社

代表取締役社長 ○○ ○○

0848-67-○○○○

特定施設に係る届出者の地位を継承したので、騒音規制法第11条第3項の規定により、
次のとおり届けます。

工場又は事業場の名称	○○○プレス工業株式会社三原工場	※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地	三原市港町三丁目5番1号	※ 受理年月日	年 月 日
承継の年月日	年 月 日	※ 施設番号	
被承継者	氏名又は名称	別紙のとおり。	※ 備考
	住所	別紙のとおり。	
承継の原因	別紙のとおり。		

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- ① 被承継者、承継の原因には、「別紙のとおり。」と記載し、
※印以外の項目を総て記載してください。
② 届出書の別紙4を添付してください。(必要に応じて届出書の別紙5も添付してください。)

1 1 - 3 広島県生活環境の保全等に関する条例(騒音関係)の届出記入例

(1) 騒音関係特定施設設置届出書(様式第 12 号) 記入例

様式第 12 号(第 36 条関係)

騒音関係特定施設 設置 使用 届出書

年 月 日

三原市長 様

不要な項目を二重取消線で消してください。

※印以外の項目を総て記載してください。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

〒723-8601

広島県三原市港町三丁目5番1号

届出者 ○○○プレス工業株式会社
代表取締役社長 ○○ ○○
0848-67-○○○○

広島県生活環境の保全等に関する条例 第 45 条第 1 項 の規定により、騒音関係特定
第 46 条第 1 項

施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	○○○プレス工業株式会社三原工場		用 途	地 域	不要な項目を二重取消線で消してください。
工場又は事業場の所在地	三原市港町三丁目5番1号		※ 整 理 番 号		
工場又は事業場の面積	5, 000㎡		※ 受 理 年 月 日	年 月 日	
常時使用する従業員数	45人		※ 施 設 番 号		
資本金の額又は出資の総額	10億円		※ 審 査 結 果		
主 要 製 品 名	自動車部品		※ 備 考		
騒音の防止の方法	別紙のとおり				
特定施設の種類	型式	公称能力	数	使用開始時刻(時・分)	使用終了時刻(時・分)
1-□ 旋盤	別紙のとおり。	別紙のとおり。	2	別紙のとおり。	別紙のとおり。
2 空気圧縮機及び送風機	別紙のとおり。	別紙のとおり。	5	別紙のとおり。	別紙のとおり。

- 注 1 不用の文字は、消すこと。
 2 特定施設の種類欄には、別表第...に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに施設の名称...すること。
 3 騒音の防止の方法欄の記載は...別紙によることとし、消音器の設置、音源室内の...届出書の別紙1を添付してください。...して講じようとする措置の概要を明らかに...用すること。
 4 ※印の欄には、記載しないこと。
 5 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A列4とすること。

(2) 騒音関係特定施設の種類の数変更等届出書(様式第13号) 記入例

様式第13号(第37条関係)

騒音関係特定施設の種類の数変更届出書

年 月 日

三原市長 様

※印以外の項目を総て記載してください。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては

その代表者の氏名

〒723-8601

広島県三原市港町三丁目5番1号

届出者 ○○○プレス工業株式会社

代表取締役社長 ○○○○

0848-67-0000

広島県生活環境の保全等に関する条例第47条第1項の規定により、騒音関係特定施設の種類の数の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	○○○プレス工業株式会社三原工場	※ 整 理 番 号						
		※ 受 理 年 月 日		年 月 日				
工場又は事業場の所在地	三原市港町三丁目5番1号	※ 施 設 番 号						
		※ 審 査 結 果						
		※ 備 考						
特定施設の種類	型式	公称能力	数		使用開始時刻		使用終了時刻	
			変更前	変更後	変更前(時・分)	変更後(時・分)	変更前(時・分)	変更後(時・分)
1-ロ 旋盤	別紙のとおり。	別紙のとおり。	1	—	別紙のとおり。	別紙のとおり。	別紙のとおり。	別紙のとおり。
1-ハ 高速切断機	別紙のとおり。	別紙のとおり。	1	0	別紙のとおり。	別紙のとおり。	別紙のとおり。	別紙のとおり。
2 空気圧縮機及び送風機	別紙のとおり。	別紙のとおり。	3	5	別紙のとおり。	別紙のとおり。	別紙のとおり。	別紙のとおり。

注 1 特定施設の種類の数の変更がある場合であっても、広島県生活環境の保全等に関する条例第47条第1項ただし書の規定により記載を要しないこととされるときは、当該特定施設の種類の種類については、記載しない。届出書の別紙2を添付してください。

2 特定施設の種類の欄には、別紙1の記載内容と異なる場合、その細分があるときはその記号並びに施設の名称を記載すること。

3 ※印の欄には、記載しないこと。

4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とすること。

(3) 騒音の防止の方法変更届出書(様式第 14 号) 記入例
 様式第 14 号(第 37 条関係)

騒音の防止の方法変更届出書

年 月 日

三 原 市 長 様

※印以外の項目を総て
 記載してください。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては
 その代表者の氏名

〒723-8601
 広島県三原市港町三丁目5番1号
 届出者 ○○○プレス工業株式会社
 代表取締役社長 ○○ ○○
 0848-67-○○○○

広島県生活環境の保全等に関する条例第 47 条第 1 項の規定により、騒音の防止の方法
 の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の 名 称	○○○プレス工業株 式会社三原工場		※ 整 理 番 号	
工場又は事業場の 所 在 地	三原市港町三丁目5番 1号		※ 受 理 年 月 日	年 月 日
騒音の防止の方法	変 更 前	変 更 後	※ 施 設 番 号	
	別紙のとおり。		※ 審 査 結 果	
			※ 備 考	

- 注 1 騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限
 り、図面、表等を利用すること。また、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 2 ※印の欄には、記載しないこと。
 3 届出書及び別紙の用紙の材質は、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工
 業規格 A 列 4 とすること。

届出書の別紙 3 を添付してください。

(4) 氏名の変更等届出書(様式第2号) 記入例
 様式第2号(第9条, 第16条, 第23条, 第38条, 第50条関係)

氏名の変更等届出書

年 月 日

三 原 市 長 様

不要な項目を二重
 取消線で消すこと。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては
 その代表者の氏名

〒723-8601
 広島県三原市港町三丁目5番1号
 届出者 ○○○プレス工業株式会社
 代表取締役社長 ○○ ○○
 0848-67-○○○○

氏 名
 名 称
~~住 所~~
 所在地

に変更があったので、広島県生活環境の保全等に関する条例

第13条
 第23条第1項
 第30条 の
 第49条
 第67条

規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前	別紙のとおり。	※ 整 理 番 号	
	変更後	別紙のとおり。	※ 受 理 年 月 日	年 月 日
変 更 年 月 日		年 月 日	※ 施 設 番 号	
変 更 の 理 由	別紙のとおり。		※ 備 考	

- 注 1 不用の文字は、消すこと。
 2 ※印の欄には、記載しないこと。
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とすること。

① 変更の内容、変更の理由には、「別紙のとおり。」と記載し、
 ※印以外の項目を総て記載してください。
 ② 届出書の別紙4を添付してください。(必要に応じて届出書の別紙
 5も添付してください。)

(5) 特定施設使用廃止届出書(様式第3号) 記入例
 様式第3号(第9条、第16条、第23条、第38条、第50条関係)

特定施設使用廃止届出書

年 月 日

三原市長様

※印以外の項目を総て記載してください。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては
 その代表者の氏名

〒723-8601
 広島県三原市港町三丁目5番1号
 届出者 ○○○プレス工業株式会社
 代表取締役社長 ○○○○
 0848-67-○○○○

~~第13条~~
~~第23条第1項~~
 第30条 の
 第49条
 第67条

特定施設の使用を廃止したので、広島県生活環境の保全等に関する条例

規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	○○○プレス工業株式会社三原工場	※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地	三原市港町三丁目5番1号	※ 受理年月日	年 月 日
特定施設の種類	1-□ 旋盤 2 空気圧縮機及び送風機	※ 施設番号	
特定施設の設置場所	第1工場, 第2工場	※ 備考	
使用廃止の年月日	年 月 日		
使用廃止の理由	工場廃止のため。		

- 注 1 不用の文字は、消すこと。
 2 ※印の欄には、記載しないこと。
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とすること。

(6) 特定施設承継届出書(様式第4号) 記入例

様式第4号(第10条, 第16条, 第24条, 第39条, 第51条関係)

特定施設承継届出書

年 月 日

三 原 市 長 様

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては
その代表者の氏名

〒723-8601

広島県三原市港町三丁目5番1号

届出者 ○○○プレス工業株式会社
代表取締役社長 ○○ ○○
0848-67-○○○○

特定施設に係る届出者の地位を承継したので、広島県生活環境の保全等に関する条例

第14条第3項

第23条第1項

第31条第3項 の規定により、次のとおり届け出ます。

第50条第3項

第68条第3項

工場又は事業場の名称	○○○プレス工業株式会社三原工場	※ 整 理 番 号	
工場又は事業場の所在地	三原市港町三丁目5番1号	※ 受 理 年 月 日	年 月 日
承 継 の 年 月 日	年 月 日	※ 施 設 番 号	
被 承 継 者	氏名又は名称	別紙のとおり。	※ 備 考
	住 所	別紙のとおり。	
承 継 の 原 因	別紙のとおり。		

注 1 不用の文字は、消すこと。

- 2 ① 被承継者、承継の原因には、「別紙のとおり。」と記載し、
3 ※印以外の項目を総て記載してください。
② 届出書の別紙4を添付してください。(必要に応じて届出書の別紙5も添付してください。)

11-4 振動規制法の届出記入例

(1) 特定施設設置届出書(様式第1) 記入例

様式第1(第4条関係)

特定施設設置届出書

年 月 日

三原市長 様

型式、公称能力、使用開始時刻、使用終了時刻には、「別紙のとおり。」と記載し、※印以外の項目を総て記載してください。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

〒723-8601
 広島県三原市港町三丁目5番1号
 ○○○プレス工業株式会社
 代表取締役社長 ○○ ○○
 0848-67-○○○○

届出者

振動規制法第6条第1項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	○○○プレス工業株式会社三原工場		※ 整理番号		
工場又は事業場の所在地	三原市港町三丁目5番1号		※ 受理年月日	年 月 日	
工場又は事業場の事業内容	自動車部品プレス加工		※ 施設番号		
常時使用する従業員数	45人		※ 審査結果		
振動の防止の方法	別紙のとおり。		※ 備考		
特定施設の種類	型式	公称能力	数	使用開始時刻(時・分)	使用終了時刻(時・分)
1-イ 液圧プレス	別紙のとおり。	別紙のとおり。	2	別紙のとおり。	別紙のとおり。
2 圧縮機	別紙のとおり。	別紙のとおり。	5	別紙のとおり。	別紙のとおり。

- 備考 1 特定施設の種類の欄には、振動規制法施行令別表第1に掲げる号番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその号番号並びに名称を記載すること。
- 2 振動の防止の方法の欄の記載には、別紙によることとし、基礎、直接支持(届出書の別紙1を添付してください)、空気ばねの設置等振動の防止に関する事項を記載するとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

様式第2の特定施設使用届出書の場合も同様に記載してください。

(2) 特定施設の種類及び能力ごとの数変更届出書(様式第3) 記入例

様式第3(第6条関係)

特定施設の種類及び能力ごとの数変更届出書
~~特定施設の使用の方法~~

年 月 日

三原市長 様

不要な項目を二重取消線で消してください。

氏名又は名称及び住所並びに法人に

あつてはその代表者の氏名

〒723-8601

届出者 広島県三原市港町三丁目5番1号

〇〇〇プレス工業株式会社

代表取締役社長 〇〇 〇〇

0848-67-〇〇〇〇

振動規制法第8条第1項の規定により、~~特定施設の使用の方法~~ 特定施設の種類及び能力ごとの数の変更について

て次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	〇〇〇プレス工業株式会社三原工場		※ 整理番号					
工場又は事業場の所在地	三原市港町三丁目5番1号		※ 受理年月日		年 月 日			
型式、公称能力、使用開始時刻、使用終了時刻には、「別紙のとおり。」と記載し、※印以外の項目を総て記載してください。			※ 施設番号					
			※ 審査結果					
			※ 備考					
特定施設の種類	型式	公称能力	数		使用開始時刻		使用終了時刻	
			変更前	変更後	変更前(時・分)	変更後(時・分)	変更前(時・分)	変更後(時・分)
1-イ 液圧プレス	別紙のとおり。	別紙のとおり。	1	—	別紙のとおり。	別紙のとおり。	別紙のとおり。	別紙のとおり。
1-ハ せん断機	別紙のとおり。	別紙のとおり。	1	0	別紙のとおり。	別紙のとおり。	別紙のとおり。	別紙のとおり。
2 圧縮機	別紙のとおり。	別紙のとおり。	3	5	別紙のとおり。	別紙のとおり。	別紙のとおり。	別紙のとおり。

- 備考 1 特定施設の種類及び能力ごと又は特定施設の使用の方法に変更がある場合であっても、振動規制法第8条第1項の規定により届出を要しないこととされるときは、当該特定施設の種類及び能力並びに名称を記載すること。
- 2 特定施設の種類の欄に「届出書の別紙2を添付してください。」と記載すること。番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその能力並びに名称を記載すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(3) 特定施設の使用の方法変更届出書(様式第3) 記入例

様式第3(第6条関係)

特定施設の種類及び能力ごとの数
特定施設の使用の方法 変更届出書

年 月 日

三原市長 様

不要な項目を二重取消線で消してください。

氏名又は名称及び住所並びに法人に

あつてはその代表者の氏名

〒723-8601

届出者 広島県三原市港町三丁目5番1号

〇〇〇プレス工業株式会社

代表取締役社長 〇〇 〇〇

0848-67-〇〇〇〇

振動規制法第8条第1項の規定により、特定施設の種類及び能力ごとの数の変更について、特定施設の使用の方法

て次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	〇〇〇プレス工業株式会社三原工場		※ 整理番号					
工場又は事業場の所在地	三原市港町三丁目5番1号		※ 受理年月日		年 月 日			
型式、公称能力、使用開始時刻、使用終了時刻には、「別紙のとおり。」と記載し、※印以外の項目を総て記載してください。			※ 施設番号					
			※ 審査結果					
			※ 備考					
特定施設の種類	型式	公称能力	数		使用開始時刻		使用終了時刻	
			変更前	変更後	変更前(時・分)	変更後(時・分)	変更前(時・分)	変更後(時・分)
1-ロ 機械プレス	別紙のとおり。	別紙のとおり。	3	—	別紙のとおり。	別紙のとおり。	別紙のとおり。	別紙のとおり。

備考 1 特定施設の種類及び能力ごとの数は特定施設の使用の方法に変更がある場合であっても、振動規制法第8条第1項の規定により届出を要しないこととされるときは、当該特定施設については、記載しないこと。

2 特定施設の種類欄には、ロ、ハ等の細分があるときは、届出書の別紙2を添付してください。

3 ※印の欄には、記載しないこと。

4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(4) 振動の防止の方法変更届出書(様式第4) 記入例

様式第4(第6条関係)

振動の防止の方法変更届出書

年 月 日

三 原 市 長 様

氏名又は名称及び住所並びに法人に

あつてはその代表者の氏名

〒723-8601

広島県三原市港町三丁目5番1号

〇〇〇プレス工業株式会社

代表取締役社長 〇〇 〇〇

0848-67-〇〇〇〇

※印以外の項目を総て
記載してください。

届出者

振動規制法第8条第1項の規定により、振動の防止の方法の変更について、次のとおり
届け出ます。

工場又は事業場の名称	〇〇〇プレス工業株式会社三原工場		※ 整 理 番 号	
工場又は事業場の所在地	三原市港町三丁目5番1号		※ 受 理 年 月 日	年 月 日
振動の防止の方法	変 更 前	変 更 後	※ 施 設 番 号	
	別紙のとおり。		※ 審 査 結 果	
			※ 備 考	

- 備考 1 振動の防止の方法の欄に記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。また、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 2 ※印の欄には、記載すること。
- 3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

届出書の別紙3を添付してください。

(5) 氏名等変更届出書(様式第6) 記入例

様式第6(第8条関係)

氏 名 等 変 更 届 出 書

年 月 日

三 原 市 長 様

不要な項目を二重取消線で消してください。

氏名又は名称及び住所並びに法人に

あつてはその代表者の氏名

届出者 〒723-8601

広島県三原市港町三丁目5番1号

〇〇〇プレス工業株式会社

代表取締役社長 〇〇 〇〇

0848-67-〇〇〇〇

氏名(名称、住所、所在地)に変更があつたので、振動規制法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

変 更 の 内 容	変 更 前	別紙のとおり。	※ 整 理 番 号	
	変 更 後	別紙のとおり。	※ 受 理 年 月 日	年 月 日
変 更 年 月 日		年 月 日	※ 施 設 番 号	
変 更 の 理 由		別紙のとおり。	※ 備 考	

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- ① 変更の内容、変更の理由には、「別紙のとおり。」と記載し、
※印以外の項目を総て記載してください。
② 届出書の別紙4を添付してください。(必要に応じて届出書の
別紙5も添付してください。)

(6) 特定施設使用全廃止届出書(様式第7) 記入例

様式第7(第8条関係)

特定施設使用全廃届出書

年 月 日

三 原 市 長 様

※印以外の項目を総て
記載してください。

氏名又は名称及び住所並びに法人に

あつてはその代表者の氏名

〒723-8601

広島県三原市港町三丁目5番1号

届出者 ○○○プレス工業株式会社

代表取締役社長 ○○ ○○

0848-67-○○○○

特定施設のすべての使用を廃止したので、振動規制法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	○○○プレス工業株式会社三原工場	※ 整 理 番 号	
工場又は事業場の所在地	三原市港町三丁目5番1号	※ 受 理 年 月 日	年 月 日
使用全廃の年月日	年 月 日	※ 施 設 番 号	
使用全廃の理由	工場廃止のため。	※ 備 考	

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(7) 承継届出書(様式第8) 記入例

様式第8(第9条関係)

承 継 届 出 書

年 月 日

三 原 市 長 様

氏名又は名称及び住所並びに法人に

あつてはその代表者の氏名

〒723-8601

広島県三原市港町三丁目5番1号

届出者 ○○○プレス工業株式会社

代表取締役社長 ○○ ○○

0848-67-○○○○

特定施設に係る届出者の地位を承継したので、振動規制法第11条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	○○○プレス工業株式会社三原工場	※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地	三原市港町三丁目5番1号	※ 受理年月日	年 月 日
承継の年月日	年 月 日	※ 施設番号	
被承継者	氏名又は名称	別紙のとおり。	※ 備考
	住所	別紙のとおり。	
承継の原因	別紙のとおり。		

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- ① 被承継者、承継の原因には、「別紙のとおり。」と記載し、※印以外の項目を総て記載してください。
- ② 届出書の別紙4を添付してください。(必要に応じて届出書の別紙5も添付してください。)

1.1-5 届出書の別紙記入例
 (1) 届出書の別紙1 (設置(使用)届出書) 記入例

工場又は事業場の事業内容		2 主要製品名		3 常時使用する従業員数						
自動車部品プレス加工		ドア, ボンネット, トランク		45人						
番号	特定施設の種別	名称	型式	公称能力	数	使用開始時間	使用終了時間	設置場所	設置年月日	備考
1	1-1 液圧プレス	油圧プレス	RJB	40KN	1	8:00	17:00	第1工場	平成22年5月1日	
2	1-1 液圧プレス	油圧プレス	RJB	40KN	1	8:00	17:00	第1工場	平成22年5月1日	
3	2 空気圧縮機及び送風機	スクリーンコンプレッサー(空気圧縮機)	RC-75	7.5KW	1	8:00	17:00	第1工場	平成22年5月1日	
4	2 空気圧縮機及び送風機	スクリーンコンプレッサー(空気圧縮機)	RC-75	7.5KW	1	8:00	17:00	第1工場	平成22年5月1日	
5	2 空気圧縮機及び送風機	スクリーンコンプレッサー(空気圧縮機)	RC-100	10.0KW	1	8:00	17:00	第2工場	平成22年5月1日	
6	2 空気圧縮機及び送風機	スクリーンコンプレッサー(空気圧縮機)	RC-100	10.0KW	1	8:00	17:00	第2工場	平成22年5月1日	
7	2 空気圧縮機及び送風機	スクリーンコンプレッサー(空気圧縮機)	RC-100	10.0KW	1	8:00	17:00	第2工場	平成22年5月1日	

注1) 1～3の項目は、以前の届出と変更が生じた場合に記載してください。
 2) 1の項目は、騒音規制法又は振動規制法の届出の場合に記載してください。
 3) 2の項目は、広島県生活環境の保全等に関する条例の届出の場合に記載してください。

(2) 届出書の別紙2 (特定施設の種類(及び能力)ごとの数変更届出書, 使用の方法変更届出書) 記入例

工場又は事業場の事業内容		2 主要製品名		3 常時使用する従業員数				
自動車部品プレス加工		ドア, ボンネット, トランク		45人				
番号	特定施設の種類の名称	型式	公称能力 変更前 変更後	使用開始 変更前 変更後	使用終了 変更前 変更後	設置場所 変更前 変更後	設置(変更)年月日	備考
1	1-ニ 複圧プレス	加圧プレス	40KN 50KN	8:00	17:00	第1工場	平成22年5月1日	既設機械の能力変更
2	1-ハ せん断機	直刃せん断機	7.5KW	8:00	17:00	第1工場	平成22年5月1日	廃止
3	2 空圧圧縮機及び送風機	スクリーンコンプレッサ (空圧圧縮機)	7.5KW	8:00	17:00	第2工場	平成22年5月1日	廃止
4	2 空圧圧縮機及び送風機	スクリーンコンプレッサ (空圧圧縮機)	7.5KW	8:00	17:00	第1工場	平成22年5月1日	既設機械の使用時間変更
5	2 空圧圧縮機及び送風機	スクリーンコンプレッサ (空圧圧縮機)	10.0KW	8:00	19:00	第1工場	平成22年5月1日	事業場内移設
6	2 空圧圧縮機及び送風機	スクリーンコンプレッサ (空圧圧縮機)	7.5KW	8:00	19:00	第1工場	平成22年5月1日	新設
7	2 空圧圧縮機及び送風機	スクリーンコンプレッサ (空圧圧縮機)	10.0KW	8:00	19:00	第2工場	平成22年5月1日	新設

注1) 1~3の項目は, 以前の届出と変更が生じた場合に記載してください。
 2) 1の項目は, 異常規制法又は振動規制法の届出の場合に記載してください。
 3) 2の項目は, 広島県生活環境の保全等に関する条例の届出の場合に記載してください。

(3) 届出書の別紙3 (防止の方法変更届出書) 記入例

1 工場又は事業場の事業内容		2 主要製品名		3 常時使用する従業員数	
自動車部品プレス加工		ドア, ボンネット, トランク		45人	
番号	特定施設の種別	名称	変更後の防止の方法(簡条書き)	実施予定年月日	添付資料
1	2 空気圧縮機及び送風機	スクリーンコンプレッサー (空気圧縮機)	サイレンサーを設置	平成22年5月1日	仕様図(別図1) 設置図(別図2)
2~7	1-イ 液圧プレス 2 空気圧縮機及び送風機	油圧プレス スクリーンコンプレッサー (空気圧縮機)	第1工場の以前の防止方法に追加して, 防音壁を設置	平成22年5月1日	構造図(別図3) 設置図(別図4)

- 注1) 添付資料として, 防止施設及び防止装置等の配置図, 構造図, 仕様図等を添付してください。
 2) 1~3の項目は, 以前の届出と変更が生じた場合に記載してください。
 3) 1の項目は, 騒音規制法又は振動規制法の届出の場合に記載してください。
 4) 2の項目は, 広島県生活環境の保全等に関する条例の届出の場合に記載してください。

(4) 届出書の別紙4 (氏名等変更届出書) 記入例

変更(承継)内容	変更前	変更後
1 届出者	三原市港町三丁目5番1号 △△△工業株式会社 代表取締役社長 △△△△	三原市港町三丁目5番1号 〇〇〇プレス工業株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇
2 工場又は事業場の名称	△△△工業株式会社	〇〇〇プレス工業株式会社三原工場
3 工場又は事業場の所在地	三原市港町三丁目5番1号	三原市港町三丁目5番1号
4 工場又は事業場の面積	2,000㎡	2,000㎡
5 常時使用する従業員数(当該事業場等に限る)	45人	45人
6 資本金の額又は出資の総額	10億円	10億円
7 工場又は事業場の事業内容	自動車部品プレス加工	自動車部品プレス加工
8 主要製品名	ドア, ボンネット, トランク	ドア, ボンネット, トランク
9 変更年月日	平成22年4月1日	
10 変更理由	代表者の時任と名称の変更のため	

注1) 1～5, 9, 10の項目は必ず記載してください。
 2) 6及び8の項目は, 広島県生活環境の保全等に関する条例の届出の場合に記載してください。
 3) 7の項目は, 騒音規制法又は振動規制法又は振動規制法の届出の場合に記載してください。

(5) 届出書の別紙 4 (承継届出書) 記入例

変更(承継)内容	変更前	変更後
1 届出者	三原市港町三丁目5番1号 △△△工業株式会社 代表取締役社長 △△△△	三原市港町三丁目5番1号 〇〇〇プレス工業株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇
2 工場又は事業場の名称	△△△工業株式会社	〇〇〇プレス工業株式会社三原工場
3 工場又は事業場の所在地	三原市港町三丁目5番1号	三原市港町三丁目5番1号
4 工場又は事業場の面積	2,000㎡	2,000㎡
5 常時使用する従業員数(当該事業場等に限る)	30人	45人
6 資本金の額又は出資の総額	5億5千万円	10億円
7 工場又は事業場の事業内容(騒音規制法、振動規制法の届出)	自動車部品プレス加工	自動車部品プレス加工
8 主要製品名(広島県生活環境部の届出書に用いる製品の届出)	ドア、ボンネット、トランク	ドア、ボンネット、トランク
9 変更(承継)年 月 日	平成22年4月1日	
10 変更(承継)の原因	吸収合併のため	

注1) 1～5, 9, 10の項目は必ず記載してください。
 2) 6及び8の項目は、広島県生活環境部の保全等に関する条例の届出の場合に記載してください。
 3) 7の項目は、騒音規制法又は振動規制法の届出の場合に記載してください。

11-6 特定建設作業(騒音・振動)の届出記入例の届出記入例

(1) 騒音特定建設作業実施届出書(様式第9) 記入例

様式第9

特定建設作業実施届出書

年 月 日

三原市長 様

届出者は、元請事業者です。但し、代理者の場合は、委任状の添付をしてください。

作業開始日の7日前までに届け出をしてください。例：令和4年4月1日

届出者

三原市〇〇町〇〇番地
〇〇建設工業株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

電話番号 △△△△-△△-△△△△

特定建設作業を実施するので、騒音規制法第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

該当しない項目を二重取消線で削除してください。

同一工事で作業の種類が複数あるときは、作業の種類毎に届出が必要です。

建設工事の名称	〇〇公民館解体工事			
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	〇〇公民館 鉄筋コンクリート2階建			
特定建設作業の種類	3 削岩機を使用する作業			
特定建設作業に使用される騒音規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、型式及び仕様	油圧ブレーカ 〇〇-〇(型式) 〇〇KW(定格出力) △台			
特定建設作業の場所	三原市〇〇2丁目〇番〇号			
特定建設作業の実施の期間	自 令和4年4月8日 61 日 至 令和4年6月7日			
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	自 8 時	至 17 時	日祝を除く	8 時間
騒音の防止の方法	防音シートの設置(別紙1) 始業前点検の徹底			
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	三原市〇〇町〇〇番地 〇〇建設工業株式会社 電話番号 △△△△-△△-△△△△ 代表取締役 〇〇 〇〇			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	三原市〇〇町〇〇番地 〇〇建設工業(株) 〇〇 〇〇 電話番号 △△△△-△△-△△△△			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	三原市〇〇町〇〇番地 (有)〇〇建築作業 電話番号 △△△△-△△-△△△△ 取締役社長 〇〇 〇〇			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	三原市〇〇2丁目〇番〇号 (有)〇〇建築作業 電話番号 △△△△-△△-△△△△ 〇〇 〇〇			
※ 受 理 年 月 日				
※ 審 査 結 果				

騒音規制法施行令別表第2に記載された作業名を記入してください。

仕様の分かるカタログ等を添付してください。

延べ日数。但し、作業期間が1日の場合は、届出不要です。

休憩時間を除いてください。

市内で常駐する連絡先又は現場責任者の携帯電話番号を記入してください。

同一の工事において、特定建設作業を行う下請負人が複数場合は、それぞれの下請負人について届出が必要です。

※ 届出様式には裏面があるので、必ず両面で印刷してください。

- 備考
- 1 この届出書は、騒音規制法施行令別表第2に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。
 - 2 特定建設作業の種類欄には、騒音規制法施行令別表第2に掲げる作業の種類を記載すること。
 - 3 特定建設作業の実施の期間欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
 - 4 特定建設作業の開始及び終了の時刻欄の記載にあたっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

添付書類等については、別紙「騒音・振動の特定建設作業届出の添付書類等について」を参照すること。

(2) 振動特定建設作業実施届出書(様式第9) 記入例

様式第9(第10条関係)

特定建設作業実施届出書

年 月 日

三原市長 様

作業開始日の7日前までに届け出をしてください。例：令和4年4月1日

届出者は、元請事業者です。但し、代理者の場合は、委任状の添付をしてください。

届出者

三原市〇〇町〇〇番地
〇〇建設工業株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

電話番号 △△△△-△△-△△△△

特定建設作業を実施するので、振動規制法第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

該当しない項目を二重取消線で削除してください。

同一工事で作業の種類が複数あるときは、作業の種類毎に届出が必要になります。

建設工事の名称	〇〇公民館解体工事			
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	〇〇公民館 鉄筋コンクリート2階建			
特定建設作業の種類	4 ブレーカーを使用する作業			
特定建設作業に使用される振動規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、型式及び仕様	油圧ブレーカー 〇〇-〇(型式) 〇〇KW(定格出力) △台			
特定建設作業の場所	三原市〇〇2丁目〇番〇号			
特定建設作業の実施の期間	自 令和4年4月8日 至 令和4年6月7日		61 日間	
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	自 8時	至 17時	日祝を除く	8 時間
振動の防止の方法	始業前点検の徹底、小割の実施			
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	三原市〇〇町〇〇番地 〇〇建設工業株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇		電話番号 △△△△-△△-△△△△	
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	三原市〇〇町〇〇番地 〇〇建設工業(株) 〇〇 〇〇		電話番号 △△△△-△△-△△△△	
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	三原市〇〇町〇〇番地 (有)〇〇建築作業 取締役社長 〇〇 〇〇		電話番号 △△△△-△△-△△△△	
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	三原市〇〇2丁目〇番〇号 (有)〇〇建築作業 〇〇 〇〇		電話番号 △△△△-△△-△△△△	
※ 受 理 年 月 日				
※ 審 査 結 果				

振動規制法施行令別表第2に記載された作業名を記入してください。

仕様の分かるカタログ等を添付してください。

延べ日数。但し、作業期間が1日の場合は、届出不要です。

休憩時間を除いてください。

市内で常駐する連絡先又は現場責任者の携帯電話番号を記入してください。

同一の工事において、特定建設作業を行う下請負人が複数いる場合は、それぞれの下請負人について届出が必要です。

※ 届出様式には裏面があるので、必ず両面で印刷してください。

- 備考
- 1 この届出書は、振動規制法施行令別表第2に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。
 - 2 特定建設作業の種類欄には、振動規制法施行令別表第2に掲げる作業の種類を記載すること。
 - 3 特定建設作業の実施の期間欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
 - 4 特定建設作業の開始及び終了の時刻欄の記載に当たっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

添付書類等については、別紙「騒音・振動の特定建設作業届出の添付書類等について」を参照してください。